資料５

令和元年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（一般災害対策編）

頁	現　行	修　正　案	修正理由
3	⑴　計画の目的 京都市地域防災計画は，災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条に基づき，京都市防災会議が作成するもので，京都市域における地震災害をはじめとする各種の災害予防，災害応急対策，災害復旧計画等に関する事項を定めている。 世界文化自由都市の理念及び「生活者を基点に，参加と協働で地域主権時代を切り拓く」との「はばたけ未来へ！京（みやこ）プラン」における都市経営の理念（追記）を踏まえて，地震，台風等の各種の災害から市民の生命，財産と暮らしを守るとともに，災害が発生した場合においても被害の最小化と迅速な回復が可能となるよう，災害に強い安心・安全なまちづくりを，市民や事業者，地域団体等と連携・協力しながら進めていくための基本指針である。	⑴　計画の目的 京都市地域防災計画は，災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条に基づき，京都市防災会議が作成するもので，京都市域における地震災害をはじめとする各種の災害予防，災害応急対策，災害復旧計画等に関する事項を定めている。 世界文化自由都市，レジリエンス，「生活者を基点に，参加と協働で地域主権時代を切り拓く」との「はばたけ未来へ！京（みやこ）プラン」における都市経営の理念，ＳＤＧｓの達成などを踏まえて， 地震，台風等の各種の災害から市民の生命，財産と暮らしを守るとともに，災害が発生した場合においても被害の最小化と迅速な回復が可能となるよう，災害に強い安心・安全なまちづくりを，市民や事業者，地域団体等と連携・協力しながら進めていくための基本指針である。	計画の目的の修正

資料５

令和元年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（一般災害対策編）

頁	現　行	修　正　案	修正理由
3	⑵　計画の理念 （略） 直ちにすべての項目に着手し，取組を進めてきたが，災害関連法令等の改正や，平成28年の熊本地震等の近年の災害から見えてきた新たな諸課題への対応が必要となったことから，平成29年度に再度，京都市防災会議の下に「京都市第2次防災対策総点検委員会」を設置して，137項目の進捗状況から事業評価を行ったうえで，項目の時点修正や集約等の精査が実施された。その結果，取り組むべき項目が122項目に整理され，また，新たな課題への対応として，5項目を新規に追加した，127項目の防災対策の提言を受けた。今後は，同委員会の提言内容を踏まえて，本市防災対策を推進していく。 （追記） 災害対策の実施に当たっては，住民一人一人が自ら行う防災活動や，地域の防災力向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進することで，本市，住民，事業者，防災関係機関が一体となって最善の対策を取るものとする。	⑵　計画の理念 （略） 直ちにすべての項目に着手し，取組を進めてきたが，災害関連法令等の改正や，平成28年の熊本地震等の近年の災害から見えてきた新たな諸課題への対応が必要となったことから，平成29年度に再度，京都市防災会議の下に「京都市第2次防災対策総点検委員会」を設置して，137項目の進捗状況から事業評価を行ったうえで，項目の時点修正や集約等の精査が実施された。その結果，取り組むべき項目が122項目に整理され，また，新たな課題への対応として，5項目を新規に追加した，127項目の防災対策の提言を受けた。今後は，同委員会の提言内容を踏まえて，本市防災対策を推進していく。 さらに，平成31年3月に策定した「京都市レジリエンス戦略」に基づき，レジリエンスの視点によって政策を点検・強化及び京都が誇る「地域力」，「市民力」の更なる強化を図ることにより，「誰一人取り残さない」ＳＤＧｓの達成，「レジリエント・シティ京都」の実現を目指す。 災害対策の実施に当たっては，住民一人一人が自ら行う防災活動や，地域の防災力向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進することで，本市，住民，事業者，防災関係機関が一体となって最善の対策を取るものとする。	計画の理念の修正

資料５

令和元年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（一般災害対策編）

頁	現　行	修　正　案	修正理由
6	２　指定地方行政機関 近畿総合通信局：(1)　電波及び有線電気通信の監理 (2)　災害時における電気通信の確保及び非常通信の運用管理 (3) 非常通信協議会の育成指導	２　指定地方行政機関 近畿総合通信局：(4)　電波及び有線電気通信の監理 (5)　災害時における電気通信の確保及び非常通信の運用管理 (6) 非常通信協議会の育成指導 (4)　災害時における通信機器及び移動電源車の貸出し	取組の大綱を追加する
１３	（京都市の人口・建物分布状況） （略） （注）人口，世帯数，老年人口比，年少人口比は平成 27 年国勢調査，昼間人口及び人口比は平成 27 年国勢調査，建物は「京都市第３次地震被害想定」で作成したデータベースによる。 人口比＝昼間人口÷人口×100	（京都市の人口・建物分布状況） （略） （注）世帯数，人口，老年人口比，年少人口比（削除），昼間人口及び人口比は平成 27 年国勢調査，建物は「京都市第３次地震被害想定」で作成したデータベースによる。 人口比＝昼間人口÷人口×100	字句並び修正
３１	１　大雨・洪水に関する予警報等の連絡体制の整備（行財政局防災危機管理室，各局） 大雨・洪水に関する予警報，河川水位情報，雨量情報等を迅速に把握し，効率的な水害予防対策が実施できるように，地域防災無線等を活用し，京都地方気象台，近畿地方整備局，京都府等との情報連絡系統の強化を図る。 また，京都市が実施する河川水位・雨量の観測情報や水防に関する対応状況等の情報を関係機関が相互に共有し，迅速で総合的な水	１　大雨・洪水に関する予警報等の連絡体制の整備（行財政局防災危機管理室，各局） 大雨・洪水に関する予警報，河川水位情報，雨量情報等を迅速に把握し，効率的な水害予防対策が実施できるように，地域防災無線等を活用し，京都地方気象台，近畿地方整備局，京都府等との情報連絡系統の強化を図る。 また，（削除）河川水位・雨量の観測情報や水防に関する対応状況等の情報を関係機関が相互に共有し，迅速で総合的な水害応急対	システム廃止のため

資料５

令和元年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（一般災害対策編）

頁	現　行	修　正　案	修正理由
	害応急対策の実施が可能となるよう，水災情報システムや情報通信ネットワークの整備による対応を進める。 　なお，京都市の観測情報に欠測が生じた場合は，水災情報システムでその旨を表示するとともに，早期の復旧に努める。	策の実施が可能となるよう，防災情報システムや情報通信ネットワークの整備による対応を進める。 （削除）	
３１	２　水位観測体制の整備（行財政局防災危機管理室） 近畿地方整備局，京都府，京都市等の水位観測所において観測したデータを水災情報システム（防災情報端末）で共有し，状況判断等の支援に活用する。	２　水位観測体制の整備（行財政局防災危機管理室） 近畿地方整備局，京都府，京都市等の水位観測所において観測したデータを防災情報システム（防災情報端末）で共有し，状況判断等の支援に活用する。	システム廃止のため
３１	３　雨量観測体制の整備 （略） ⑷　レーダ観測雨量データの活用（行財政局防災危機管理室） 　局地的大雨や集中豪雨等に対処ができるよう，ＸＲＡＩＮ（国土交通省によるレーダ観測雨量の配信ネットワーク）による雨量情報の受信体制を整備し，市内全域の降雨の状況を把握するよう努める。	３　雨量観測体制の整備 （略） （削除）	システム廃止のため
３２	５　市民への情報提供の整備 （略） ⑶　京都市ＸＲＡＩＮ（エックスレイン）雨量情報（行財政局防災危機管理室） 　インターネットの京都市防災危機管理情報館により，市民の方々へ自主避難の判断材料となる雨量の情報を提供する。	５　市民への情報提供の整備 （略） （削除）	システム廃止のため

資料５

令和元年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（一般災害対策編）

頁	現　行	修　正　案	修正理由
３４	１　道路の整備（建設局土木管理課） 震災時に道路機能を確保するため，道路に面した斜面の危険箇所等を調査し，地形や地質，危険度を記載した防災カルテに基づき，斜面の変状を継続的に観察し，崩土，落石等の危険がある箇所については，法面保護等の防災工事を計画的に推進していく。	１　道路の整備（建設局土木管理課） 震災時に道路機能を確保するため，道路に面した斜面の危険箇所等を調査し，地形や地質，危険度を記載した防災カルテに基づき，斜面の変状を継続的に観察し，崩土，落石等の危険がある箇所については，斜面保護等の防災工事を計画的に推進していく。	字句修正
３４	５　道路情報提供装置の整備（建設局土木管理課） （略） （略） ※ 道路・橋りょう等整備事業（建設局） ○災害防除事業（平成29年度：一般国道162号ほか６路線） ○道路改良事業（平成21年度：一般国道477号ほか９路線） （略）	５　道路情報提供装置の整備（建設局土木管理課） （略） （略） ※ 道路・橋りょう等整備事業（建設局） ○災害防除事業（平成30年度：一般国道162号ほか14路線） ○道路改良事業（平成21年度：一般国道477号ほか９路線） （略）	時点修正
３５	１　ため池，排水機等の整備，維持補修 (1)　ため池（産業観光局農業振興整備課） ア　管理責任者への指導 京都市内総数１２３箇所のため池のうち改修が必要と考えられるものが１５箇所程度あるが，①関係耕地の減少に伴い，平素の維持管理等が不良となる傾向があること，（略） (2)　頭首工（産業観光局農業振興整備課） （略）	１　ため池，排水機等の整備，維持補修 (1)　ため池（産業観光局農林企画課） ア　管理責任者への指導 京都市内総数１２０箇所のため池のうち，防災重点ため池に選定されているものが２７箇所ある。市内のため池については，①関係耕地の減少に伴い，平素の維持管理等が不良となる傾向があること，（略） (2)　頭首工（産業観光局農林企画課） （略）	組織改正及び時点防災対策の強化のため「防災重点ため池」について明記。

資料５

令和元年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（一般災害対策編）

頁	現　行	修　正　案	修正理由
	(3)　排水機（産業観光局農業振興整備課） (略) ２　農林産物の水害予防対策 (1)　農作物関係（産業観光局農業振興整備課） (略) (2)　畜産関係（産業観光局農業振興整備課） (略) (3)　林業関係（産業観光局林業振興課） (略) イ　作業道・作業路 路線数　816路線 延　長　350km	(3)　排水機（産業観光局農林企画課） (略) ２　農林産物の水害予防対策 (1)　農作物関係（産業観光局農林企画課） (略) (2)　畜産関係（産業観光局農林企画課） (略) (3)　林業関係（産業観光局林業振興課） 略) イ　作業道・作業路 路線数　888路線 延　長　353km	
３５	※　農林施設の安全対策指導（産業観光局） ○　防災パトロールを実施し，危険個所の点検を行うとともに，要改修ため池については，ため池等整備事業としての改修，補強を指導	※　農林施設の安全対策指導（産業観光局） ○　市内総数 120 箇所のため池については，パトロールを実施し，危険箇所の点検を行う。また，防災重点ため池に選定されている 27 箇所及び改修が必要な 4 箇所のため池については，耐震性を考慮した改修や補強等を管理者等に指導する。 さらに，防災重点ため池については，緊急時に必要な措置が講じられるように連絡体制を整備するよう管理者等に指導する。（※震災対策編の 105 項「防災重点ため池一覧」を挿入）	組織改正及び時点修正のため「防災重点ため池」について明記。

資料５

令和元年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（一般災害対策編）

<table>
<tr><th>頁</th><th>現　行</th><th>修　正　案</th><th>修正理由</th></tr>
<tr><td>３９</td><td>４　治山対策（産業観光局林業振興課）
山地崩壊，渓流荒廃による人家，道路等公共施設等の災害を防止するため，（追記）府営治山事業による調査及び工事を要請するものとする。
（略）
⑴　災害防止林の育成等に関する治山事業及び造林事業
水源かん養保安林の整備及び健全な森林の育成によって森林の治山，治水機能の強化を図る。

（追記）</td><td>４　治山対策（産業観光局林業振興課）
山地崩壊，渓流荒廃による人家，道路等公共施設等の災害を防止するため，荒廃した森林や山地災害危険地区等における府営治山事業による調査及び工事を要請するものとする。
（略）
⑴　災害防止林の育成等に関する治山事業及び造林事業
水源かん養保安林の整備及び健全な森林の育成によって森林の治山，治水機能の強化を図る。

（林野庁が定める山地災害危険地区調査要領に基づき京都府が指定した山地災害危険地区）
<table><tr><th rowspan="2">行政区</th><th colspan="3">山地災害危険地区</th></tr><tr><th>山腹崩壊危険地区</th><th>崩壊土砂流出危険地区</th><th>地すべり危険地区</th></tr><tr><td>北区</td><td>37</td><td>48</td><td>0</td></tr><tr><td>左京区</td><td>81</td><td>101</td><td>0</td></tr><tr><td>山科区</td><td>14</td><td>7</td><td>0</td></tr><tr><td>右京区</td><td>154</td><td>154</td><td>0</td></tr><tr><td>西京区</td><td>14</td><td>17</td><td>0</td></tr><tr><td>伏見区</td><td>4</td><td>9</td><td>0</td></tr><tr><td>合計</td><td>304</td><td>336</td><td>0</td></tr></table></td><td>地域防災計画に山地災害危険地区を明記</td></tr>
</table>

資料５

令和元年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（一般災害対策編）

頁	現　行	修　正　案	修正理由
３９	７　土砂災害警戒情報，土砂災害危険度レベル情報 ⑴　土砂災害警戒情報 大雨警報（土砂災害）発表中に，大雨による土砂災害発生の危険度が更に高まったとき，災害対策本部が（追記）避難準備・高齢者等避難開始，（追記）避難勧告，（追記）避難指示（緊急）（以下本章において「避難勧告等」という）を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう，京都府と京都地方気象台から共同で，対象となる行政区を特定して発表される防災情報で，降雨から予測可能な土砂災害のうち，避難勧告等の災害応急対応が必要な土石流や集中的に発生する急傾斜地崩壊を対象としている。 気象庁防災情報提供システム等を通じて京都市に伝達されるとともに，報道機関を通じて市民へも伝達される。 京都市は伝達された土砂災害警戒情報を，関係各局区，関係自主防災組織，警戒区域のある要配慮者利用施設へ伝達する。	７　土砂災害警戒情報，土砂災害危険度レベル情報 ⑴　土砂災害警戒情報 大雨警報（土砂災害）発表中に，大雨による土砂災害発生の危険度が更に高まったとき，災害対策本部が［警戒レベル３］避難準備・高齢者等避難開始，［警戒レベル４］避難勧告，［警戒レベル４］避難指示（緊急）（以下本章において「避難勧告等」という）を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう，京都府と京都地方気象台から共同で，対象となる行政区を特定して発表される防災情報で，降雨から予測可能な土砂災害のうち，避難勧告等の災害応急対応が必要な土石流や集中的に発生する急傾斜地崩壊を対象としている。 京都府を通じて京都市に伝達されるとともに，報道機関を通じて市民へも伝達される。 京都市は伝達された土砂災害警戒情報を，関係各局区，関係自主防災組織，警戒区域のある要配慮者利用施設へ伝達する。	京都市避難勧告等の判断・伝達マニュアル〔水害・土砂災害編〕改定に伴う修正 伝達経路の変更
４０	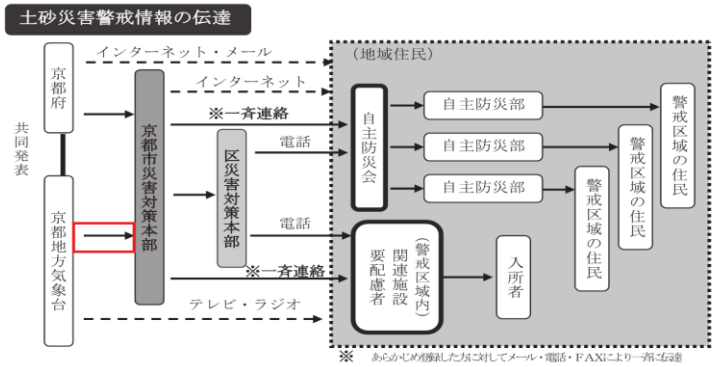	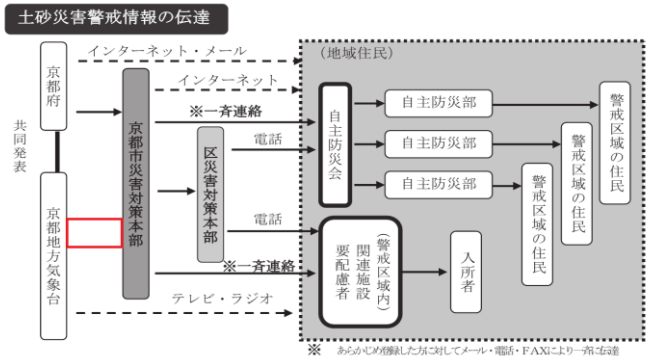	伝達経路の変更

資料５

令和元年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（一般災害対策編）

<table>
<tr><th>頁</th><th>現　行</th><th>修　正　案</th><th>修正理由</th></tr>
<tr><td>４０</td><td>⑴　土砂災害危険度レベル情報
気象庁による降水予測（解析雨量）と，京都府の作成した土砂災害発生危険基準線（CL）を基に，京都府がインターネットを通じて，土砂災害警戒情報を補足する情報（1km メッシュエリアごとに表示）として，配信する情報である。</td><td>⑴　土砂災害危険度レベル情報
気象庁による降水予測（削除）と，京都府の作成した土砂災害発生危険基準線（CL）を基に，京都府がインターネットを通じて，土砂災害警戒情報を補足する情報（1km メッシュエリアごとに表示）として，配信する情報である。</td><td>字句修正</td></tr>
<tr><td>４１</td><td>３　宅地危険箇所の防災パトロール
（略）
（平成30年7月1日現在）
<table><tr><th colspan="4">危険宅地の現状
（がけ崩れ，擁壁等の亀裂等）</th></tr><tr><th>行政区</th><th>擁壁等の亀裂</th><th>がけ崩れ 等</th><th>計</th></tr><tr><td>北　区</td><td>0</td><td>7</td><td>7</td></tr><tr><td>左京区</td><td>1</td><td>4</td><td>5</td></tr><tr><td>東山区</td><td>7</td><td>6</td><td>13</td></tr><tr><td>山科区</td><td>0</td><td>3</td><td>3</td></tr><tr><td>右京区</td><td>2</td><td>4</td><td>6</td></tr><tr><td>西京区</td><td>5</td><td>7</td><td>12</td></tr><tr><td>伏見区</td><td>1</td><td>5</td><td>6</td></tr><tr><td>計</td><td>16</td><td>36</td><td>52</td></tr></table></td><td>３　宅地危険箇所の防災パトロール
（略）
（令和元年7月1日現在）
<table><tr><th colspan="4">危険宅地の現状
（がけ崩れ，擁壁等の亀裂等）</th></tr><tr><th>行政区</th><th>擁壁等の亀裂</th><th>がけ崩れ 等</th><th>計</th></tr><tr><td>北　区</td><td>3</td><td>5</td><td>8</td></tr><tr><td>左京区</td><td>1</td><td>3</td><td>4</td></tr><tr><td>東山区</td><td>4</td><td>7</td><td>11</td></tr><tr><td>山科区</td><td>0</td><td>4</td><td>4</td></tr><tr><td>右京区</td><td>2</td><td>3</td><td>5</td></tr><tr><td>西京区</td><td>4</td><td>7</td><td>11</td></tr><tr><td>伏見区</td><td>1</td><td>6</td><td>7</td></tr><tr><td>計</td><td>15</td><td>35</td><td>50</td></tr></table></td><td>時点修正</td></tr>
</table>

資料５

令和元年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（一般災害対策編）

<table>
<tr><th>頁</th><th>現　行</th><th>修　正　案</th><th>修正理由</th></tr>
<tr><td>４５</td><td>３　広報活動（消防局（総務課，予防課，指導課，市民安全課））
（略）
（防火運動）<table><tr><th>名　　称</th><th>期　　間</th><th>備　　考</th></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>年末防火運動</td><td>12 月 20 日～12 月 31 日</td><td></td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td></td></tr></table></td><td>３　広報活動（消防局（総務課，予防課，指導課，市民安全課））
（略）
（防火運動）<table><tr><th>名　　称</th><th>期　　間</th><th>備　　考</th></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>年末防火運動</td><td>12 月 15 日～12 月 31 日</td><td></td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td></td></tr></table></td><td>日付修正</td></tr>
<tr><td>４５</td><td>２　市民防火体制の強化
（略）
⑶　一般住宅に対する訪問防火指導の強化（消防局市民安全課）
（略）</td><td>２　市民防火体制の強化
（略）
⑶　(削除)住宅に対する(削除)防火指導の実施（消防局市民安全課）
（略）</td><td>文言修正</td></tr>
<tr><td>４８</td><td>⑷　救急体制の整備（消防局（救急課，技術指導課））
（略）
※ 救急高度化事業（消防局）（平成 30 年 7 月 1 日現在）
○ 救急救命士の配置　328 名
○ 高規格救急車の整備　45 台
○ 高度応急処置用器材の整備
○ 救急救命処置用器材　43 式
○ 応急手当普及啓発</td><td>⑷　救急体制の整備（消防局（救急課，技術指導課））
（略）
※ 救急高度化事業（消防局）（令和元年 7 月 1 日現在）
○ 救急救命士の配置　333 名
○ 高規格救急車の整備　45 台
○ 高度応急処置用器材の整備
○ 救急救命処置用器材　44 式
○ 応急手当普及啓発</td><td>時点修正</td></tr>
</table>

資料５

令和元年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（一般災害対策編）

<table>
<tr><th>頁</th><th>現　行</th><th>修　正　案</th><th>修正理由</th></tr>
<tr><td>４９</td><td>（消防水利の状況）　（平成30年7月1日現在）
<table>
<tr><td>水利種別</td><td>消火栓</td><td>防火水槽</td><td>井戸</td><td>貯水池</td><td>プール</td><td>濠・河川溝川</td><td>その他</td><td>計</td></tr>
<tr><td>箇所数</td><td>24,097</td><td>2,739</td><td>32(28)</td><td>204</td><td>302</td><td>1,396</td><td>0</td><td>28,770</td></tr>
</table>
井戸内の（　）内の数は，防火井戸を示す。
※　耐震型防火水槽等の整備（消防局）
震災消防水利整備計画に基づき整備（平成30年7月1日現在）
○　耐震型防火水槽（100㎥）：74基
略</td><td>（消防水利の状況）　（令和元年7月1日現在）
<table>
<tr><td>水利種別</td><td>消火栓</td><td>防火水槽</td><td>井戸</td><td>貯水池</td><td>プール</td><td>濠・河川溝川</td><td>その他</td><td>計</td></tr>
<tr><td>箇所数</td><td>25,563</td><td>2,738</td><td>32(28)</td><td>203</td><td>304</td><td>1,410</td><td>0</td><td>30,250</td></tr>
</table>
井戸内の（　）内の数は，防火井戸を示す。
※　耐震型防火水槽等の整備（消防局）
震災消防水利整備計画に基づき整備（令和元年7月1日現在）
○　耐震型防火水槽（100㎥）：75基
略</td><td>時点修正</td></tr>
<tr><td>５８</td><td>２　農林産物の風評予防対策
(1)　農作物関係（産業観光局農業振興整備課）
(略)
(2)　畜産関係（産業観光局農業振興整備課）
(略)</td><td>２　農林産物の風評予防対策
(1)　農作物関係（産業観光局農林企画課）
(略)
(2)　畜産関係（産業観光局農林企画課）
(略)</td><td>担当修正</td></tr>
</table>

資料５

令和元年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（一般災害対策編）

頁	現　行	修　正　案	修正理由
５８	３　農作物の霜害，寒害，ひょう害，干害に対する予防対策 (1)　農作物関係（産業観光局農業振興整備課） （略） (2)　林業関係（産業観光局林業振興課） （略） (3)　農業用施設関係（産業観光局農業振興整備課） （略）	３　農作物の霜害，寒害，ひょう害，干害に対する予防対策 (1)　農作物関係（産業観光局農林企画課） （略） (2)　林業関係（産業観光局林業振興課） （略） (3)　農業用施設関係（産業観光局農林企画課） （略）	担当修正
５９	２　雪害防止施設の維持補修 (1)　ため池（産業観光局農業振興整備課） （略） (2)　その他（産業観光局農業振興整備課） （略） ３　農林産物対策 (1)　農作物関係（産業観光局農業振興整備課） （略） (2)　畜産関係（産業観光局農業振興整備課） （略）	２　雪害防止施設の維持補修 (1)　ため池（産業観光局農林企画課） （略） (2)　その他（産業観光局農林企画課） （略） ３　農林産物対策 (1)　農作物関係（産業観光局農林企画課） （略） (2)　畜産関係（産業観光局農林企画課） （略）	担当修正
６０	２　避難システムの整備 ⑴　避難体制の周知 災害発生時に住民の避難行動が迅速・的確に実施できるよう，以下の取組を実施し，指定緊急避難場所等の周知徹底や避難行動についての必要な指導，啓発を実施する。特に，震災時の避難行動との違いについて留意する。	２　避難システムの整備 ⑴　避難体制の周知 災害発生時に住民の避難行動が迅速・的確に実施できるよう，以下の取組を実施し，指定緊急避難場所等の周知徹底や避難行動についての必要な指導，啓発を実施する。特に，震災時の避難行動との違いについて留意する。	字句修正

資料５

令和元年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（一般災害対策編）

頁	現　行	修　正　案	修正理由
	ア　避難行動に関する資料等の作成・配布（パンフレット，防災マップ） （略） ⑵　自主防災組織等による避難体制の整備及び避難行動の周知 自主防災組織や自治会，町内会等は，水害，土砂災害等の災害で避難を要する事態が起こることを想定して，自主的な判断に基づく住民の避難を支援する体制を整備するとともに，防災マップ等で地域の被害想定を確認のうえ，災害時に指定緊急避難場所へ避難する，あるいは自宅や近隣建物の上階へ避難する等の避難行動について，あらかじめ決めておくものとし，必要に応じて当該建物の関係者等との話合いを通じて，付近住民が緊急的な退避ができる体制を整備するよう努める。 （略）	ア　避難行動に関する資料等の作成・配布（パンフレット，各ハザードマップ） （略） ⑵　自主防災組織等による避難体制の整備及び避難行動の周知 自主防災組織や自治会，町内会等は，水害，土砂災害等の災害で避難を要する事態が起こることを想定して，自主的な判断に基づく住民の避難を支援する体制を整備するとともに，各ハザードマップで地域の被害想定を確認のうえ，災害時に指定緊急避難場所へ避難する，あるいは自宅や近隣建物の上階へ避難する等の避難行動について，あらかじめ決めておくものとし，必要に応じて当該建物の関係者等との話合いを通じて，付近住民が緊急的な退避ができる体制を整備するよう努める。 （略）	
６３	３　避難行動（避難経路） 防災マップや京都府マルチハザード情報提供システムによる想定浸水深の確認，「防災行動マニュアル」及び「我が家の防災行動シール」を活用し，効率的かつ適切な避難行動の周知に努める。	３　避難行動（避難経路） 京都市水害ハザードマップや京都府マルチハザード情報提供システムによる想定浸水深の確認，「防災行動マニュアル」及び「我が家の防災行動シール」を活用し，効率的かつ適切な避難行動の周知に努める。	字句修正
６９	1.3.2　本部の設置場所を決定，公表する（本部事務局） 本部は，原則として市役所本庁舎１階会議室（Ｅ，Ｆ，Ｇ会議室）に設置し，設置後速やかに公表する。ただし，発災初期や災害の状況等によっては，消防局本部庁舎内に設置する。	1.3.2　本部の設置場所を決定，公表する（本部事務局） 本部は，原則として市役所分庁舎４階会議室（削除）に設置し，設置後速やかに公表する。（削除）	本部の分庁舎移設に伴う修正

資料５

令和元年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（一般災害対策編）

頁	現　行	修　正　案	修正理由
78	2.2.1　各部，各区本部に指令を伝達する（本部事務局） 本部事務局は，勤務時間内に配備（活動）体制が発令された場合は，各部等に対して庁内放送，無線，電話等を活用して指令の伝達を行う。	2.2.1　各部，各区本部に指令を伝達する（本部事務局） 本部事務局は，勤務時間内に配備（活動）体制が発令された場合は，各部等に対して庁内放送，IP告知システム，電話等を活用して指令の伝達を行う。	システム変更のため
78	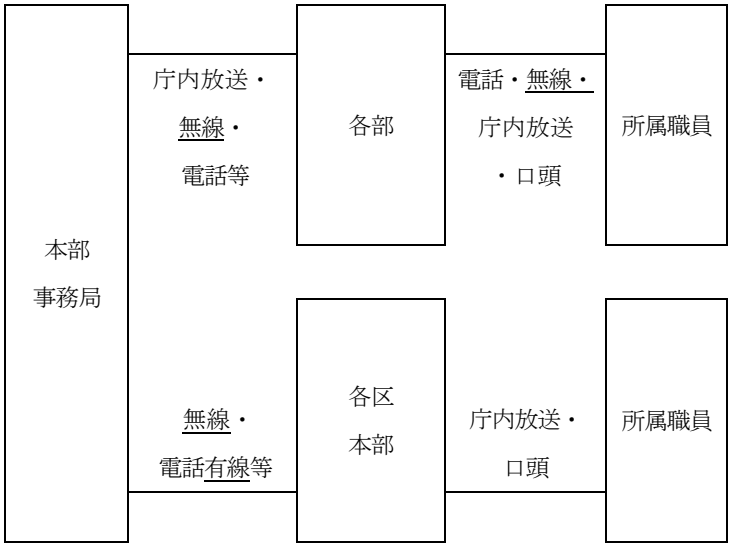	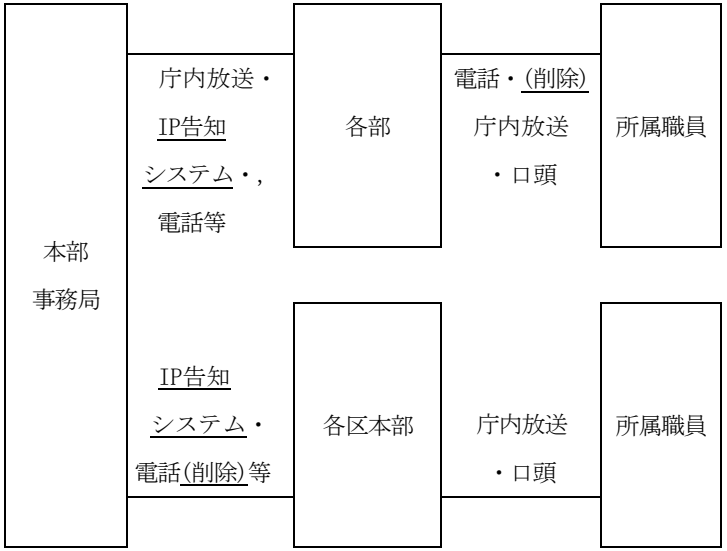	システム変更のため
78	2.2.3　各部，各区本部に指令を伝達する（消防部通信指令班（災害情報処理担当），本部事務局） 消防部通信指令班（災害情報処理担当），本部事務局は，勤務時間外に配備（活動）体制が発令された場合は，各部等の連絡責任者等に対して多メディア一斉送信システム，無線，電話等を活用して指令の伝達を行う。	2.2.3　各部，各区本部に指令を伝達する（消防部通信指令班（災害情報処理担当），本部事務局） 消防部通信指令班（災害情報処理担当），本部事務局は，勤務時間外に配備（活動）体制が発令された場合は，各部等の連絡責任者等に対して多メディア一斉送信システム，IP告知システム，電話等を活用して指令の伝達を行う。	システム変更のため

資料５

令和元年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（一般災害対策編）

頁	現　行	修　正　案	修正理由
79	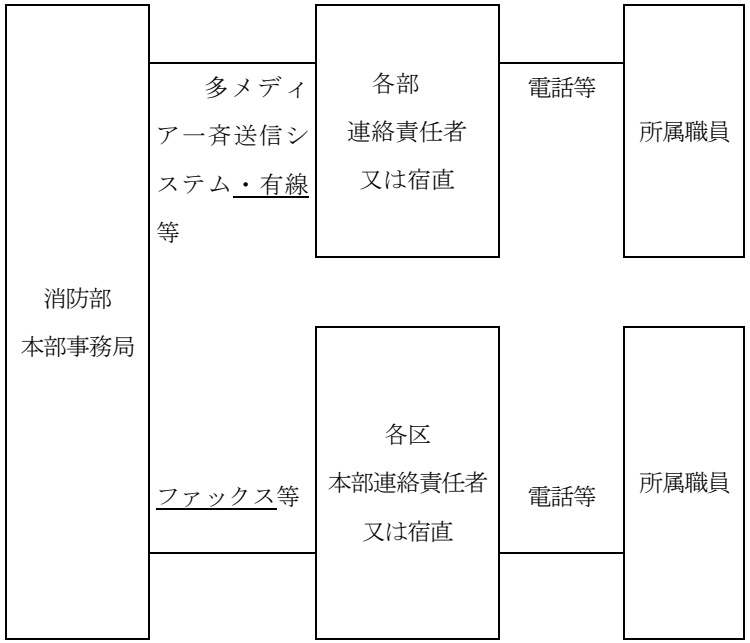	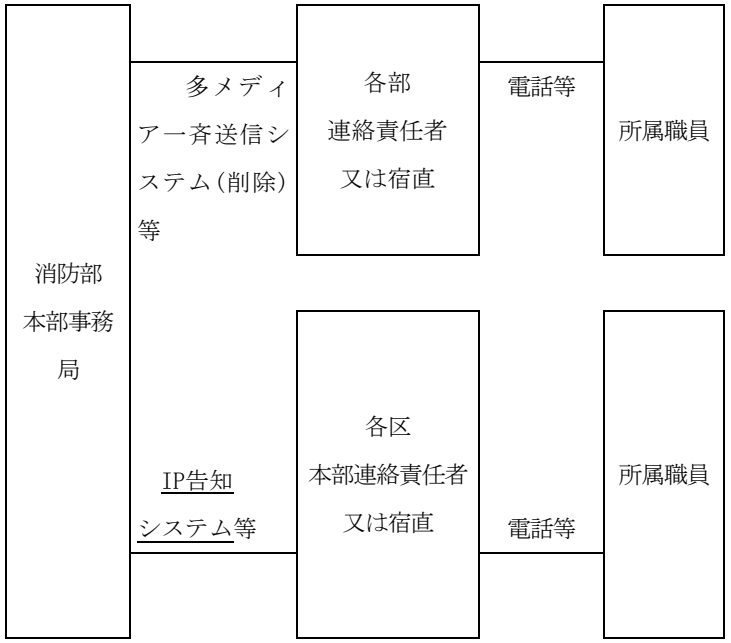	システム変更のため
80	2.4.9　本部長が指定する時間ごとに本部事務局へ報告する（各部区本部） 各部等の長は，本部長が指示する時間ごとに，防災情報端末，無線，電話等可能な方法等により，参集した職員の参集状況を本部長（本部事務局）へ報告する。	2.4.9　本部長が指定する時間ごとに本部事務局へ報告する（各部区本部） 各部等の長は，本部長が指示する時間ごとに，防災情報端末，IP告知システム，電話等可能な方法等により，参集した職員の参集状況を本部長（本部事務局）へ報告する。	システム変更のため

資料５

令和元年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（一般災害対策編）

頁	現　行	修　正　案	修正理由
83	3.1.3　各部等に気象情報等を伝達する（本部事務局，消防部通信指令班（災害情報処理担当）） 本部事務局又は消防部通信指令班（災害情報処理担当）は，京都地方気象台等から注意報，警報，気象情報，土砂災害警戒情報，河川の洪水予報を受信したときは，防災行政無線，庁内放送等により関係各部等に伝達を行う	3.1.3　各部等に気象情報等を伝達する（本部事務局，消防部通信指令班（災害情報処理担当）） 本部事務局又は消防部通信指令班（災害情報処理担当）は，京都地方気象台等から注意報，警報，気象情報，土砂災害警戒情報，河川の洪水予報を受信したときは，IP告知システム，庁内放送等により関係各部等に伝達を行う	システム変更のため
84	（被害概況報告（速報）） ○　収集事項（場所，覚知時間を含む。） （略） ○　被害概況報告（速報）の収集方法 ア　庁舎・施設等の確認，周辺状況の確認（高所からの視察等） イ　警察機関，防災関係機関との情報連絡 ウ　パトロールの実施 エ　住民からの通報，連絡 オ　高所カメラ，ヘリコプターによる確認 カ　参集職員からの情報収集（勤務時間外） キ　その他可能な方法	（被害概況報告（速報）） ○　収集事項（場所，覚知時間を含む。） （略） ○　被害概況報告（速報）の収集方法 ア　庁舎・施設等の確認，周辺状況の確認（高所からの視察等） イ　警察機関，防災関係機関との情報連絡 ウ　パトロールの実施 エ　住民からの通報，連絡 オ　消防局収集映像（高所カメラ，ヘリコプターカメラ等）及び防災危機管理室収集映像（ドローン等，ビデオカメラ）による確認 カ　参集職員からの情報収集（勤務時間外） キ　その他可能な方法	映像収集方法の変更による修正

資料５

令和元年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（一般災害対策編）

頁	現　行	修　正　案	修正理由
86	3.4.1　可能な限り迅速な情報伝達を行う（各部，区本部） 各部，区本部は，有線電話途絶時には，水災情報システム，防災情報システム（無線システム），（追記）携帯電話の活用のほか，消防無線その他の業務用無線（交通，水道等）の利用や連絡員の派遣など，災害の状況に応じ可能な措置を講じ，可能な限り迅速な情報伝達を行う。	3.4.1　可能な限り迅速な情報伝達を行う（各部，区本部） 各部，区本部は，有線電話途絶時には，（削除）防災情報システム（無線システム），衛星携帯電話の活用のほか，消防無線その他の業務用無線（交通，水道等）の利用や連絡員の派遣など，災害の状況に応じ可能な措置を講じ，可能な限り迅速な情報伝達を行う。	システム変更のため
86	3.4.2　非常通信の協力を依頼する（本部事務局） 本部事務局は，災害時に有線電話が途絶し，かつ京都市の無線電話（追記）が不通となった場合は，非常通信協議会に加入する無線局に非常通信の協力を依頼する。	3.4.2　非常通信の協力を依頼する（本部事務局） 本部事務局は，災害時に有線電話が途絶し，かつ京都市の無線電話等が不通となった場合は，非常通信協議会に加入する無線局に非常通信の協力を依頼する。	字句修正

資料５

令和元年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（一般災害対策編）

<table>
<tr><th>頁</th><th>現　行</th><th>修　正　案</th><th>修正理由</th></tr>
<tr><td>８７</td><td>■　役割分担
<table>
<tr><th>応急対策項目</th><th>担　　当</th><th>分　担　内　容</th></tr>
<tr><td rowspan="3">4.2一般広報を行う</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>総合企画部広報・記録班（追記）</td><td>4.2.2　本部事務局設置場所において，報道機関に対して情報の提供を行う
4.2.3　放送機関を通じて情報提供を行う
4.2.4　インターネットを利用して情報を提供する
4.2.5　広報印刷物による広報を行う
4.2.6　報道機関に対し外国語の広報文を提供し，広報を依頼する</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
</table></td><td>■　役割分担
<table>
<tr><th>応急対策項目</th><th>担　　当</th><th>分　担　内　容</th></tr>
<tr><td rowspan="3">4.2一般広報を行う</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>総合企画部広報・記録班</td><td>4.2.2　本部事務局設置場所において，報道機関に対して情報の提供を行う
4.2.3　放送機関を通じて情報提供を行う
4.2.4　インターネットを利用して情報を提供する
4.2.5　広報印刷物による広報を行う</td></tr>
<tr><td>総合企画部広報・記録班・国際班</td><td>4.2.6　報道機関に対し外国語の広報文を提供し，広報を依頼する</td></tr>
<tr><td></td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
</table></td><td>担当修正</td></tr>
</table>

資料５

令和元年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（一般災害対策編）

<table>
<tr><th>頁</th><th>現　行</th><th>修　正　案</th><th>修正理由</th></tr>
<tr><td>８８</td><td>役割分担
<table><tr><th>応急対策項目</th><th>担　　当</th><th>分　担　内　容</th></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>４.４　緊急広報を行う</td><td>本部事務局</td><td>⑴　本部における緊急広報
４.４.１　（略）
４.４.２　（追記）　多メディア一斉送信システムにより情報を提供する
４.４.３　（略）</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table></td><td>■　役割分担
<table><tr><th>応急対策項目</th><th>担　　当</th><th>分　担　内　容</th></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>４.４　緊急広報を行う</td><td>本部事務局</td><td>⑴　本部における緊急広報
４.４.１　（略）
４.４.２　避難情報伝達システム，多メディア一斉送信システムにより情報を提供する
４.４.３　（略）</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table></td><td>システム変更による修正</td></tr>
<tr><td>９０</td><td>４.２.４　インターネットを利用して情報を提供する（総合企画部広報・記録班）
総合企画部広報・記録班は，京都市のホームページ（京都市情報館（追記））に加え，電気通信事業者，ポータルサイト・サーバー事業者，ソーシャル・ネットワーキング・サービス事業者等の協力を得て，インターネットを利用した多様な手段で，迅速に一般広報を実施する。</td><td>４.２.４　インターネットを利用して情報を提供する（総合企画部広報・記録班）
総合企画部広報・記録班は，京都市のホームページ（京都市情報館，京都市防災危機管理情報館）に加え，電気通信事業者，（削除）ソーシャル・ネットワーキング・サービス事業者等の協力を得て，インターネットを利用した多様な手段で，迅速に一般広報を実施する。</td><td>字句修正</td></tr>
</table>

資料５

令和元年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（一般災害対策編）

頁	現　行	修　正　案	修正理由
９０	4.2.6　報道機関に対し外国語の広報文を提供し，広報を依頼する（総合企画部広報・記録班，（追記）） 総合企画部広報・記録班（追記）は，必要に応じて報道機関に対して外国語の広報文を提供し，広報を依頼する。	4.2.6　報道機関に対し外国語の広報文を提供し，広報を依頼する（総合企画部広報・記録班，国際班） 総合企画部広報・記録班，国際班は，必要に応じて報道機関に対して外国語の広報文を提供し，広報を依頼する。	担当追加
９１	4.3.6　広報内容についてインターネット等を利用して情報提供する（総合企画部広報・記録班） 総合企画部広報・記録班は，広報印刷物の広報内容について，必要に応じて（追記）インターネット等を利用して情報提供する。また，必要に応じて外国人向けの情報提供を行う。 ⇒　22.3　要配慮者に防災情報等を提供する	4.3.6　広報内容についてインターネット等を利用して情報提供する（総合企画部広報・記録班） 総合企画部広報・記録班は，広報印刷物の広報内容について，必要に応じてソーシャルメディアを含むインターネット等を利用して情報提供する。また，必要に応じて外国人向けの情報提供を行う。	字句追加
９１	4.4.1　緊急速報メール，Ｌアラート等により情報を提供する（本部事務局） 本部事務局は，災害が発生して避難勧告や避難指示等の緊急情報を市民等に伝える必要がある場合は，緊急速報メール，Ｌアラート（災害情報共有システム）等により，市全域あるいは区単位で必要な情報を発信し，市民や観光客に対して迅速な避難等を促す。 （追記）	4.4.1　緊急速報メール，Ｌアラート等により情報を提供する（本部事務局） 本部事務局は，災害が発生して避難勧告や避難指示等の緊急情報を市民等に伝える必要がある場合は，緊急速報メール，Ｌアラート（災害情報共有システム）等により，市全域あるいは区単位で必要な情報を発信し，市民や観光客に対して迅速な避難等を促す。 また，避難行動要支援者のうち緊急速報メールを受け取れない市民に対し，避難情報伝達システムにより，避難情報を提供する。	システム変更による修正

資料５

令和元年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（一般災害対策編）

頁	現　行	修　正　案	修正理由
１０４	水害・土砂災害を対象とした避難勧告等の発令の判断基準等 （京都市避難勧告等の判断・伝達マニュアル〔水害・土砂災害編〕）	水害・土砂災害を対象とした避難勧告等の発令の判断基準等 （京都市避難勧告等の判断・伝達マニュアル〔水害・土砂災害編〕）	京都市避難勧告等の判断・伝達マニュアル〔水害・土砂災害編〕改定に伴う修正
	（追記）	１　概要 河川管理者（国，京都府）によって，実施された洪水浸水想定において明らかとなっている，氾濫水到達予想時間を基に，発令対象地域を第１発令地域から第５発令地域の５つの区分にしたうえで，あらかじめ発令地域ごとに設定した水位観測所の水位に基づき，優先順位を付けて発令する。	
	１　（追記）避難準備・高齢者等避難開始 ⑴　発令時の状況 （追記）災害により人的被害が発生するおそれがあり，避難行動の準備を行う必要がある状況，また，避難行動要支援者が避難行動を開始する必要がある状況 ⑵　発令の判断基準 ア　水害 洪水警報が発表され，（追記） ○　水位観測所の水位が「避難準備・高齢者等避難開始発令水位（避難判断水位）」に達したとき（又は水位観測所の水位が「避難準備・高齢者等避難開始発令水位（避難判断水位）」に達し，かつその20分後の参考水位観測所の水位が上昇していたとき）	２　［警戒レベル３］避難準備・高齢者等避難開始 ⑴　発令時の状況 避難行動要支援者とその支援者が避難行動を開始する必要がある状況。また，災害により人的被害が発生するおそれがあり，避難行動の準備を行う必要がある状況（削除） ⑵　発令の判断基準 ア　水害 洪水警報が発表され，かつ，第１発令地域から第４発令地域で以下の条件を満たした際に発令。水位観測所の水位が発令地域毎に設定された「避難準備・高齢者等避難開始発令水位に達したとき （削除）	

資料５

令和元年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（一般災害対策編）

頁	現　行	修　正　案	修正理由
	○　「氾濫警戒情報」が発表されたとき イ　土砂災害 土砂災害警戒情報が発表され， ○　京都府土砂災害警戒情報システムの土砂災害危険度が「レベル１」となったとき ２　（追記）避難勧告 ⑴発令時の状況 災害により人的被害が発生する可能性が高まり，避難行動を開始する必要がある状況 ⑵　発令の判断基準 ア　水害 洪水警報が発表され，（追記） ○　水位観測所の水位が「避難勧告発令水位（氾濫危険水位）」に達したとき（又は水位観測所の水位が「避難勧告発令水位（氾濫危険水位）」に達し，かつその20分後の参考水位観測所の水位が上昇していたとき） ○　「氾濫危険情報」が発表されたとき イ　土砂災害 土砂災害警戒情報が発表され， ○　京都府土砂災害警戒情報システムの土砂災害危険度が「レベル２」となったとき	イ　土砂災害 土砂災害警戒情報が発表され，（削除）京都府土砂災害警戒情報システムの土砂災害危険度が「レベル１」となったとき ３　［警戒レベル４］避難勧告 ⑴　発令時の状況 災害により人的被害が発生する可能性が高まり，避難行動を開始する必要がある状況 ⑵　発令の判断基準 ア　水害 洪水警報が発表され，かつ，第１発令地域から第４発令地域で以下の条件を満たした際に発令。水位観測所の水位が発令地域毎に設定された「避難勧告発令水位」に達したとき （削除） イ　土砂災害 土砂災害警戒情報が発表され，（削除）京都府土砂災害警戒情報システムの土砂災害危険度が「レベル２」となったとき	

資料５

令和元年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（一般災害対策編）

頁	現　行	修　正　案	修正理由
	３　（追記）避難指示（緊急） ⑴　発令時の状況 災害により人的被害が発生する可能性が非常に高まるか又は人的被害が発生し，立退き避難をしそびれた者が避難行動を開始する必要がある状況 ⑵　発令の判断基準 ア　水害 洪水警報が発表され，（追記） ○　水位観測所の水位が「避難指示（緊急）発令水位」に達したとき（又は水位観測所の水位が「避難指示（緊急）発令水位」に達し，かつその20分後の参考水位観測所の水位が上昇していたとき） ○　「氾濫発生情報」が発表されたとき ○　破堤につながる大量の漏水，越水，亀裂，侵食，洗掘が発見されたとき イ　土砂災害 土砂災害警戒情報が発表され， ○　京都府土砂災害警戒情報システムの土砂災害危険度が「レベル３」となったとき	４　［警戒レベル４］避難指示（緊急） ⑴　発令時の状況 災害により人的被害が発生する可能性が非常に高まるか又は人的被害が発生し，立退き避難をしそびれた者が避難行動を開始する必要がある状況 ⑵　発令の判断基準 ア　水害 洪水警報が発表され，かつ，第１発令地域から第４発令地域で以下の条件を満たした際に発令。水位観測所の水位が発令地域毎に設定された「避難指示（緊急）発令水位」に達したとき。 また，破堤等により氾濫が発生したときは，第５発令地域に発令 （削除） イ　土砂災害 土砂災害警戒情報が発表され，（削除）京都府土砂災害警戒情報システムの土砂災害危険度が「レベル３」となったとき	

資料５

令和元年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（一般災害対策編）

頁	現　行	修　正　案	修正理由
１０５	水害・土砂災害を対象とした避難勧告等の解除の判断基準 （京都市避難勧告等の判断・伝達マニュアル〔水害・土砂災害編〕） １　水害 「洪水警報」の解除，かつ（追記）水位観測所の水位が（追記）「避難準備・高齢者等避難開始発令水位（避難判断水位）」（追記）を下回ったとき （※ただし，堤防決壊による浸水が発生した場合については，この基準によらず，河川からの氾濫のおそれがなくなった時点を基本として，解除を行う。） ２　土砂災害 「土砂災害警戒情報」が解除され，かつ京都府土砂災害警戒情報システムの「危険度レベル」の表示がなくなったとき	水害・土砂災害を対象とした避難勧告等の解除の判断基準 （京都市避難勧告等の判断・伝達マニュアル〔水害・土砂災害編〕） １　水害 「洪水警報」の解除，かつ，水位観測所の水位が河川管理者が定めた基準水位（第１発令地域）の「避難準備・高齢者等避難開始発令水位（避難判断水位）」を下回ったとき （※ただし，堤防決壊による浸水が発生した場合については，この基準によらず，河川からの氾濫のおそれがなくなった時点を基本として，解除を行う。） ２　土砂災害 「土砂災害警戒情報」が解除され，かつ京都府土砂災害警戒情報システムの「危険度レベル」の表示がなくなったとき	京都市避難勧告等の判断・伝達マニュアル〔水害・土砂災害編〕改定に伴う修正
１０５	6.2.1　多様な手段により伝達する（本部事務局） 本部事務局は，緊急速報メール（エリアメール），インターネット京都市のホームページ等やポータルサイト・サーバ事業者，ソーシャル・ネットワーキング・サービス事業者等のインターネット・サービス，Ｌアラート（災害情報共有システム），多メディア一斉送信システム等の多様な手段により，避難勧告等の発令対象となる地域の住民，自主防災組織，緊急速報メールを受信できる機能のある携帯電話を所持していない高齢者等の避難行動要支援者に対して，避難勧告等の発令を伝達する	6.2.1　多様な手段により伝達する（本部事務局） 本部事務局は，緊急速報メール（エリアメール），（削除）京都市のホームページ（京都市情報館，京都市防災危機管理情報館），避難情報伝達システム，ソーシャル・ネットワーキング・サービス事業者等のインターネット・サービス，Ｌアラート（災害情報共有システム），多メディア一斉送信システム等の多様な手段により，避難勧告等の発令対象となる地域の住民，自主防災組織，緊急速報メールを受信できる機能のある携帯電話を所持していない高齢者等の避難行動要支援者に対して，避難勧告等の発令を伝達する。	システム変更による修正及び字句修正

資料５

令和元年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（一般災害対策編）

頁	現　行	修　正　案	修正理由
１０７	本部長による避難勧告等の伝達等系図 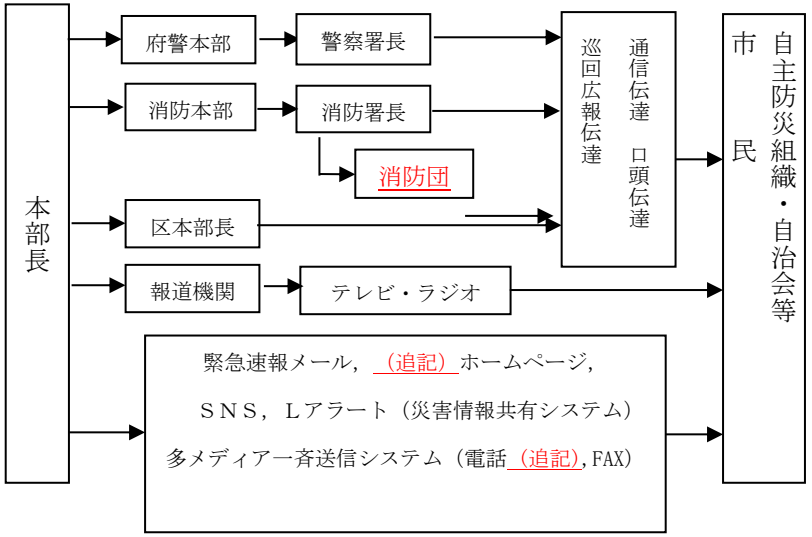	本部長による避難勧告等の伝達等系図 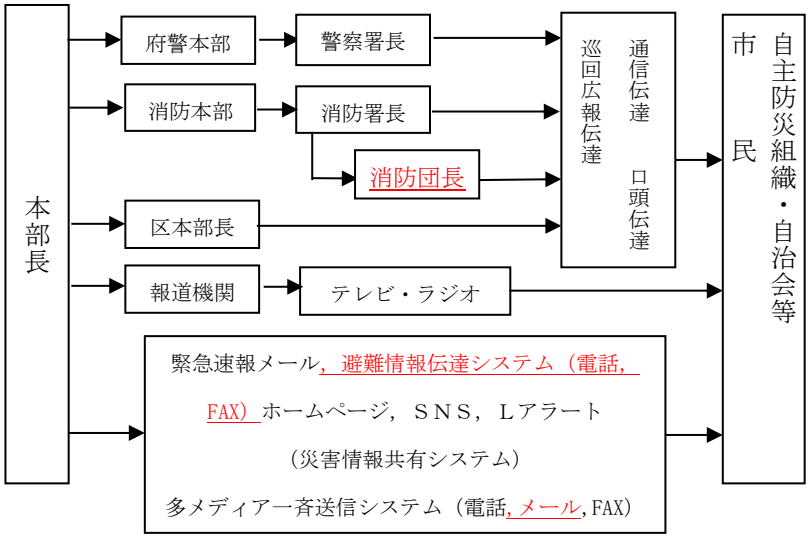	システム変更による修正

資料５

令和元年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（一般災害対策編）

頁	現　行	修　正　案	修正理由
１０７	区本部長による避難勧告等の伝達等 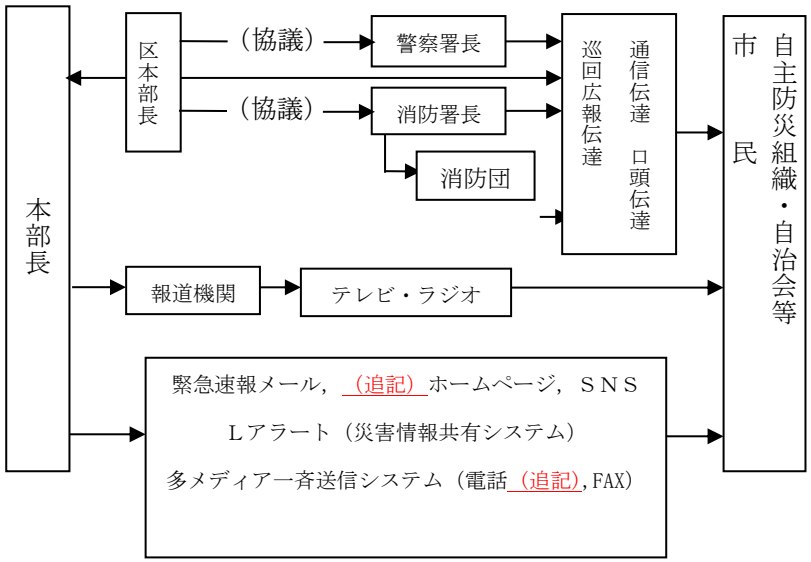	区本部長による避難勧告等の伝達等 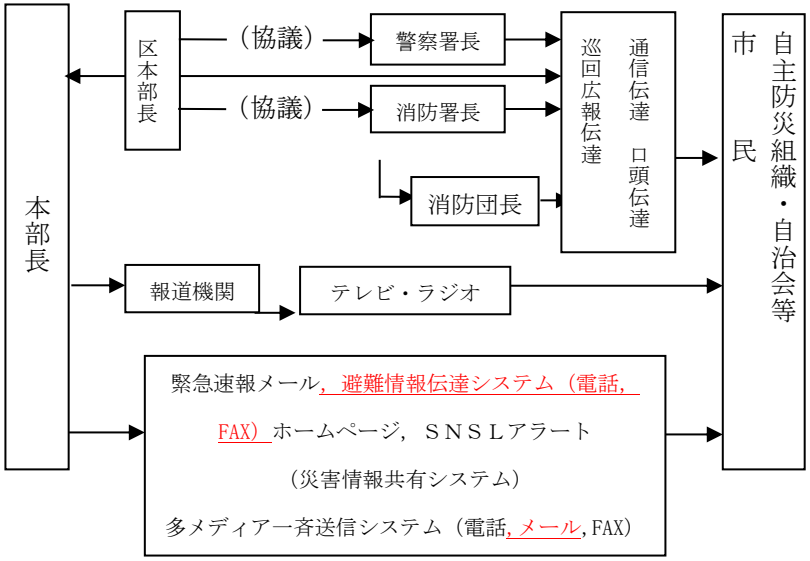	システム変更による修正

資料５

令和元年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（一般災害対策編）

頁	現　行	修　正　案	修正理由
１２６	■　基本方針 震災時における医療救護活動は，災害拠点病院や災害発生後も機能している医療機関のほか，被災の状況に応じ，（追記）負傷者が多数発生した災害現場や，負傷者が殺到する医療機関，大規模な避難所等に救護班を派遣することにより行う。 （略） 平成１９年１月策定の「災害時医療・救護活動指針」に基づき，京都市災害対策本部の判断により，拠点救護所を市内に設置し，他都市等からの広域応援も含めた救護班の派遣，重傷患者の後方搬送，医薬品，医療機器の調達，関係機関相互の連携，ヘリコプターによる搬送体制の整備，緊急輸送等，災害医療全体のコーディネート体制の運用を進める。また，災害拠点病院における対応や，被災地外の医療機関との連携など段階的な応急救護体制の運用を図る。 なお，災害救助法が適用された場合における保健医療については，同法に基づき実施する。	■　基本方針 震災時における医療救護活動は，災害拠点病院や災害発生後も機能している医療機関のほか，被災の状況に応じ，京都府や京都府医師会等の関係機関と連携し，負傷者が多数発生した災害現場や，負傷者が殺到する医療機関，大規模な避難所等に救護班を派遣することにより行う。 （略） また，他都市等からの広域応援も含めた救護班の派遣，重傷患者の後方搬送，医薬品，医療機器の調達，関係機関相互の連携，ヘリコプターによる搬送体制の整備，緊急輸送等，災害医療全体のコーディネート体制の運用を進める。さらに，災害拠点病院における対応や，被災地外の医療機関との連携など段階的な応急救護体制の運用を図る。 なお，災害救助法が適用された場合における保健医療については，同法に基づき実施する。	「京都市医療救護活動マニュアル」の変更に伴う修正

資料５

令和元年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（一般災害対策編）

<table>
<tr><th>頁</th><th colspan="3">現　行</th><th colspan="3">修　正　案</th><th>修正理由</th></tr>
<tr><td>１２６</td><td colspan="3">■　役割分担
<table><tr><th>応急対策項目</th><th>担　　当</th><th>分　担　内　容</th></tr><tr><td rowspan="2">9,1　救急医療のコーディネート体制を整える</td><td>救急医療調整チーム（保健福祉部医療調整班）</td><td>(1)　救急医療調整チームの救急医療コーディネート
9.1.1 消防部長と連携し，本部内に救急医療調整チーム（追記）を組織する
9.1.2 京都府や関係機関と緊密に連携し，救急医療活動の調整を図る
9,1,3 関係機関の参加を求めて，救急医療活動の調整を図る</td></tr><tr><td>区本部</td><td>(1)　区本部の救急医療コーディネート
9,1,4 管轄区域内の医療救護活動の調整を実施する</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table></td><td colspan="3">■　役割分担
<table><tr><th>応急対策項目</th><th>担　　当</th><th>分　担　内　容</th></tr><tr><td rowspan="2">9,1　救急医療のコーディネート体制を整える</td><td>救急医療調整チーム（保健福祉部医療調整班）</td><td>(1)　救急医療調整チームの救急医療コーディネート
9,1,1 消防部長と連携し，本部内に救急医療調整チーム（保健福祉部医療調整班）を組織する
9,1,2 京都府や関係機関と緊密に連携し，救急医療活動の調整を図る
9,1,3 関係機関の参加を求めて，救急医療活動の調整を図る</td></tr><tr><td>区本部</td><td>(2)　区本部の救急医療コーディネート
9,1,4 管轄区域内の医療救護活動の調整を実施する</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table></td><td>「京都市医療救護活動マニュアル」の変更に伴う修正</td></tr>
</table>

資料５

令和元年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（一般災害対策編）

頁	現　行			修　正　案			修正理由
	9,2　医療機関の被害状況を把握する	救急医療調整チーム（保健福祉部医療調整班）	9.2.1 重傷患者等の受入れ可能な医療機関を把握する 9.2.2 京都府医師会等から医療機関の被害情報を収集する	9,2　医療機関の被害状況を把握する	救急医療調整チーム（保健福祉部医療調整班）	9.2.1 重傷患者等の受入れ可能な医療機関を把握する 9.2.1 京都府医師会等から医療機関の被害情報を収集する	
		区本部	9.2.3 人的被害の発生状況の情報を収集する 9.2.4 管轄区域内の医療機関の被害情報を把握する		区本部	9.2.2 人的被害の発生状況の情報を収集する 9.2.3 管轄区域内の医療機関の被害情報を把握する	
		保健福祉部医療調整班	9.2.5 災害拠点病院と連絡を取り合い，逐次状況把握を行う 9.2.6 被災を免れた医療機関にできるだけ患者受入れを要請する		保健福祉部医療調整班	9.2.4 京都府，京都府医師会等と連絡を取り合い，逐次状況把握を行う 9.2.5 被災を免れた医療機関にできるだけ患者受入れを要請する	
	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	

資料５

令和元年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（一般災害対策編）

頁	現　行			修　正　案			修正理由
	9,5 救護班の域派遣要請を行う	本部長（保健福祉部長）	9.5.1 京都府と連携し，医療ボランティアへの応援要請を実施する	9,5 救護班の広域派遣要請を行う	本部長（保健福祉部長）	9.5.1　京都府と連携し，医療ボランティアへの応援要請を実施する	
		救急医療調整チーム（保健福祉部医療調整班）	9.5.2 本部長に対し，救護班の応援派遣を要請する		救急医療調整チーム（保健福祉部医療調整班）	9.5.2　本部長，に対し救護班の応援派遣を要請する	
		本部長（保健福祉部長）	9.5.3　他の公共団体等に救護班の派遣を要請する 9.5.4　防災関係団体等に救護班の派遣を要請する		本部長（保健福祉部長）	9.5.3　他の公共団体等に救護班の派遣を要請する 9.5.4　防災関係団体等に救護班の派遣を要請する	
	9,6 応援救護班を受け入れる	保健福祉部医療調整班，区本部	9.6.1　拠点救護所内に受入窓口を設置する 9.6.2 派遣計画を作成する 9.6.3 宿泊施設，食料，飲料水の確保を図る	9,6 応援救護班を受け入れる	保健福祉部医療調整班，区本部	9.6.1　(削除)受入窓口を設置する 9.6.2 派遣計画を作成する 9.6.3 宿泊施設，食料，飲料水の確保を図る	
		（略）	（略）		（略）	（略）	

資料５

令和元年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（一般災害対策編）

<table>
<tr><th>頁</th><th>現　行</th><th>修　正　案</th><th>修正理由</th></tr>
<tr><td></td><td>
<table>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>9.7　後方医療活動を行う</td><td>災害拠点病院</td><td>(1) 災害拠点病院
9.7.1　災害拠点病院としての医療活動を行う
9.7.2　他の医療機関に応援を要請する
9.7.3 災害医療調整チームに広域応援要請を依頼する
9.7.4　市外の医療機関への搬送の調整を行う</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
</table>
</td><td>
<table>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>9.7　後方医療活動を行う</td><td>災害拠点病院</td><td>(2) 災害拠点病院
9.7.1　災害拠点病院としての医療活動を行う
9.7.2　他の医療機関に応援を要請する
9.7.3　京都府に広域応援要請を依頼する
9.7.4 市外の医療機関への搬送の調整を行う</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
</table>
</td><td></td></tr>
<tr><td>１２８</td><td>9.1.2　京都府や関係機関と緊密に連携し，救急医療活動の調整を図る（保健福祉部医療調整班）
救急医療調整チーム（保健福祉部医療調整班）は，「災害時医療・救護活動指針」に基づき，京都府や京都府医師会をはじめとする関係機関との緊密な連携の下で，総合的な救急医療コーディネートを実施する。</td><td>9.1.2　京都府や関係機関と緊密に連携し，救急医療活動の調整を図る（保健福祉部医療調整班）
救急医療調整チーム（保健福祉部医療調整班）は，(削除)京都府や京都府医師会をはじめとする関係機関との緊密な連携の下で，総合的な救急医療コーディネートを実施する。</td><td>「京都市医療救護活動マニュアル」の変更に伴う修正</td></tr>
</table>

資料５

令和元年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（一般災害対策編）

頁	現　行	修　正　案	修正理由
１２８	（救急医療調整チームの任務） ア 医療救護，保健，防疫等に関する市民への広報，相談窓口の調整 イ 外部機関への応援要請，受入れの調整（医療ボランティアを含む。） ウ 後方医療機関のライフラインの確保等の関係機関への要請 エ 応急医療活動の総合的調整（医療機関の被害状況，開設状況等の把握を含む。） オ 救急車，ヘリコプター等による緊急輸送の調整 カ 救護班の受入れ及び活動の調整（班の編成，活動場所の調整など） キ 医薬品，資器材等の広域調達に関する調整 ク 拠点救護所における情報収集，連絡調整	（救急医療調整チームの任務） ア 医療救護，保健，防疫等に関する市民への広報，相談窓口の調整 イ 外部機関への応援要請，受入れの調整（医療ボランティアを含む。） ウ 後方医療機関のライフラインの確保等の関係機関への要請 エ 応急医療活動の総合的調整（医療機関の被害状況，開設状況等の把握を含む。） オ 救急車，ヘリコプター等による緊急輸送の調整 カ 救護班の受入れ及び活動の調整（班の編成，活動場所の調整など） キ 医薬品，資器材等の広域調達に関する調整 （削除）	「京都市医療救護活動マニュアル」の変更に伴う修正
１２８	（区本部の任務） ア　人的被害（死者，負傷者等の発生状況）の情報収集，京都府救急医療情報システム（追記）の情報，地区医師会との連携又は直接医療機関に出向く等の方法により，管轄区域内の医療機関等の被害状況，避難所の開設状況や医療ニーズの把握 （略）	（区本部の任務） ア　人的被害（死者，負傷者等の発生状況）の情報収集，広域災害救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）の情報，地区医師会との連携又は直接医療機関に出向く等の方法により，管轄区域内の医療機関等の被害状況，避難所の開設状況や医療ニーズの把握 （略）	「京都市医療救護活動マニュアル」の変更に伴う修正
１２８	9,2,1　重傷患者等の受入れ可能な医療機関を把握する（保健福祉部医療調整班） 救急医療調整チーム（保健福祉部医療調整班）は，京都府，消防部長等（追記）と連携して，京都府救急医療情報システム	9,2,1　重傷患者等の受入れ可能な医療機関を把握する（保健福祉部医療調整班） 救急医療調整チーム（保健福祉部医療調整班）は，京都府，消防部長，ＤＭＡＴ等と連携して，広域災害救急医療情報システ	「京都市医療救護活動マニュアル」の

資料５

令和元年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（一般災害対策編）

頁	現　行	修　正　案	修正理由
	（追記）等による重傷患者等の受入れ可能な医療機関を把握する。 9,2,2　（略） 9,2,3　（略） 9,2,4　管轄区域内の医療機関の被害情報を把握する（区本部） 区本部は，京都府救急医療情報システム（追記）の情報，地区医師会との連携又は直接医療機関に出向く等の方法により，管轄区域内の医療機関等の被害状況を把握する。 9,2,5　災害拠点病院と連絡を取り合い，逐次状況把握を行う（保健福祉部医療調整班） 救急医療調整チーム（保健福祉部医療調整班）は，京都府，京都府医師会等と連携し，災害拠点病院と緊密な連絡を取り合い，逐次状況の把握に努める。	ム（ＥＭＩＳ）等により重傷患者等の受入れ可能な医療機関を把握する。 9,2,2　（略） 9.2.3　（略） 9.2.4　管轄区域内の医療機関の被害情報を把握する（区本部） 区本部は，広域災害救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）の情報，地区医師会との連携又は直接医療機関に出向く等の方法により，管轄区域内の医療機関等の被害状況を把握する。 9.2.5　京都府，京都府医師会等と連絡を取り合い，逐次状況把握を行う（保健福祉部医療調整班） 救急医療調整チーム（保健福祉部医療調整班）は，京都府，京都府医師会等と緊密に連絡を取り合い，逐次状況の把握に努める。	変更に伴う修正
１２９	9,3 救護班の派遣調整を行う（保健福祉部医療調整班） 救急医療調整チーム（保健福祉部医療調整班）は，災害現場への救護班の派遣が必要と判断した場合は，京都府，京都府医師会をはじめとする関係機関との緊密な連携の下で，救護班の派遣調整を行う。	9,3 救護班の派遣調整を行う（保健福祉部医療調整班） 救急医療調整チーム（保健福祉部医療調整班）は，避難所等への救護班の派遣が必要と判断した場合は，京都府，京都府医師会をはじめとする関係機関との緊密な連携の下で，救護班の派遣調整を行う。	「京都市医療救護活動マニュアル」の変更に伴う修正

資料５

令和元年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（一般災害対策編）

頁	現　行	修　正　案	修正理由
１２９	（救護班の派遣基準） ア　派遣基準 （略） イ　派遣場所 ・　急性期 負傷者が多数発生した災害現場，負傷者が殺到する医療機関等 ・　急性期以降 避難所（常設又は巡回），医療機能が低下している医療機関等 ウ　救護の業務 （略）	（救護班の派遣基準） ア　派遣基準 （略） イ　派遣場所 ・　急性期 負傷者が多数発生した災害現場等（負傷者が殺到する医療機関への救護班の派遣は京都府が行う） ・　急性期以降 避難所（常設又は巡回）等（医療機能が低下している医療機関への救護班の派遣は京都府が行う） ウ　救護の業務 （略）	「京都市医療救護活動マニュアル」の変更に伴う修正
１２９	9.5 救護班の広域派遣要請を行う 災害により多数の負傷者が発生し，災害現場又は市内医療機関，避難所等において，救護班が不足する場合には，「災害時医療・救護活動指針」に基づき，京都府，京都府医師会をはじめとする関係機関との緊密な連携の下で，救護班の応援要請を実施する。	9.5 救護班の広域派遣要請を行う 災害により多数の負傷者が発生し，災害現場（削除），避難所等において，救護班が不足する場合には，（削除）京都府，京都府医師会をはじめとする関係機関との緊密な連携の下で，救護班の応援要請を実施する。	「京都市医療救護活動マニュアル」の変更に伴う修正

資料５

令和元年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（一般災害対策編）

頁	現　行	修　正　案	修正理由
１３０	9.6.1　拠点救護所内に受入窓口を設置する（保健福祉部医療調整班，区本部） 保健福祉部医療調整班，区本部は，拠点救護所に応援救護班の受入窓口を設置し，開設する。	9.6.1　(削除)受入窓口を設置する(保健福祉部医療調整班，区本部) 保健福祉部医療調整班，区本部は，（削除）応援救護班の受入窓口を設置する。	「京都市医療救護活動」の変更に伴う修正
１３１	9.7.3　救急医療調整チームに広域応援要請を依頼する（災害拠点病院） 災害拠点病院は，医師や医薬品，資器材等が不足する場合には，救急医療調整チームに対し，広域的な応援の要請を依頼する。	9.7.3　京都府に広域応援要請を依頼する（災害拠点病院） 災害拠点病院は，医師や医薬品，資器材等が不足する場合には，京都府に対し，広域的な応援の要請を依頼する。	「京都市医療救護活動」の変更に伴う修正
１３５	10,1,3　啓開路線を選定する（建設部（土木事務所班）等道路管理者） 建設部（土木事務所班）等道路管理者は，他の道路管理者，京都府警察，消防部等と協議，連携し，おおむね次の基準により啓開路線を選定する。（追記） （啓開路線候補） ア　緊急交通路指定予定路線 イ　緊急輸送道路（第１次～第３次） ウ　その他主要な防災拠点等を結ぶ路線 （追記）	10,1,3　啓開路線を選定する（建設部（土木事務所班）等道路管理者） 建設部（土木事務所班）等道路管理者は，（削除）おおむね次の基準により啓開路線を選定する。 また，道路被災が全市にわたるような場合は，災害対策本部やライフライン関係機関等と復旧調整会議を開催し，啓開路線の優先順位を決定する。 （啓開路線候補） ア　緊急交通路指定予定路線 イ　緊急輸送道路（第１次～第３次） ウ　その他主要な防災拠点等を結ぶ路線 エ　ライフラインの復旧に資する路線	啓開路線候補の追加

資料５

令和元年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（一般災害対策編）

<table>
<tr><th>頁</th><th>現　行</th><th>修　正　案</th><th>修正理由</th></tr>
<tr><td>１６７</td><td>■　役割分担
<table>
<tr><th>応急対策項目</th><th>担　　当</th><th>分　　担　　内　　容</th></tr>
<tr><td rowspan="3">17.1　被害情報の収集・連絡を行う</td><td>環境政策部各班</td><td>17.1.1 施設，機材，職員の被害状況を調査する</td></tr>
<tr><td>環境政策部庶務班</td><td>17.1.2　施設の調査結果を環境政策部長に報告する</td></tr>
<tr><td>環境政策部廃棄物清掃班
（追記）</td><td>17.1.3　所管収集区域の被災状況，道路状況等を調査する
17.1.4　所管区域の状況を環境政策部長に報告する
17.1.5　災害廃棄物処理計画策定に必要な情報の収集を行う
17.1.6 各事業所に収集運搬，予備処分の適切な指示を行う
（追記）</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
</table></td><td>■　役割分担
<table>
<tr><th>応急対策項目</th><th>担　　当</th><th>分　　担　　内　　容</th></tr>
<tr><td rowspan="6">17,1　被害情報の収集・連絡を行う</td><td>環境政策部各班</td><td>17,1,1 施設，機材，職員の被害状況を調査する</td></tr>
<tr><td>環境政策部庶務班</td><td>17,1,2　施設の調査結果を環境政策部長に報告する</td></tr>
<tr><td>環境政策部廃棄物清掃班</td><td>17,1,3　所管収集区域の被災状況，道路状況等を調査する
17,1,4　所管区域の状況を環境政策部長に報告する</td></tr>
<tr><td>環境政策部庶務班</td><td>17,1,5　災害廃棄物対策室を設置する</td></tr>
<tr><td>災害廃棄物対策室</td><td>17,1,6　災害廃棄物処理実行計画策定に必要な情報を収集する</td></tr>
<tr><td>環境政策部廃棄物清掃班</td><td>17,1,7　各事業所に収集運搬の適切な指示を行う</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
</table></td><td>災害廃棄物処理計画の改定による修整及び担当修正</td></tr>
</table>

資料５

令和元年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（一般災害対策編）

頁	現　行			修　正　案			修正理由
	17,2　災害廃棄物処理計画を策定する	環境政策部 廃棄物清掃班	(1)災害廃棄物処理計画 17.2.1　関係各部から提供されたデータ等を基に，災害廃棄物量の推計を行う 17,2,2　災害廃棄物処理計画を策定する	17,2　災害廃棄物処理実行計画を策定する	環境政策部 災害廃棄物対策室	(1)　災害廃棄物処理実行計画 17,2,1　関係各部から提供されたデータ等を基に，災害廃棄物量の推計を行う 17,2,2　災害廃棄物処理実行計画を策定する	
		オープンスペース調整チーム事務局	17,2,3　災害廃棄物仮置場として暫定的にオープンスペースを割り当てる		オープンスペース調整チーム事務局	17,2,3　災害廃棄物仮置場として暫定的にオープンスペースを割り当てる	
		環境政策部 廃棄物清掃班	17,2,4　災害廃棄物仮置場を指定する 17,2,5　災害廃棄物の種類，地域ごとの受入施設を決定する 17,2,6　分別方法や受入基準について広報及び関係機関に周知する 17,2,7　仮設処理施設の設置を検討する		環境政策部 災害廃棄物対策室	17,2,4　災害廃棄物仮置場を指定する 17,2,5　災害廃棄物の種類，地域ごとの受入施設を決定する 17,2,6　分別方法や受入基準について広報及び関係機関に周知する 17,2,7　仮設処理施設の設置を検討する	

資料５

令和元年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（一般災害対策編）

頁	現　行			修　正　案			修正理由
			(3)災害廃棄物処理体制 17,2,8　作業に必要な人員・資機材の量を推計する 17,2,9　必要な人員・資機材の調整を行う 17,2,10　業界団体への支援を要請する 17,2,11　本部長に他都市への応援を要請する		環境政策部各班	(2) 災害廃棄物処理体制 17,2,8　作業に必要な人員・資機材の量を推計する 17,2,9　必要な人員・資機材の調整を行う	
					環境政策部 災害廃棄物対策室	17,2,10　業界団体への支援を要請する 17,2,11　本部長に他都市への応援を要請する	
	17,3 道路障害物除去に伴う災害廃棄物を処理する	環境政策部廃棄物清掃班	17,3,1　処分地への災害廃棄物の搬入を指示する		環境政策部 災害廃棄物対策室	17,3,1　処分地への災害廃棄物の搬入を指示する	
			(1) 一時(追記)仮置きした場合の措置 17,3,2　道路管理者，道路占用者と処分地への搬入方法について協議する			(3)一時的に仮置きした場合の措置 17,3,2　道路管理者，道路占用者と処分地への搬入方法について協議する	
			(2) 処分地への搬入 17,3,3　環境政策部が災害廃棄物を処分地に搬入する			(4)一時的に仮置きした場合の処分地への搬入 17,3,3　環境政策部が災害廃棄物を処分地に搬入する	
		道路管理者，道路占用者	17,3,4　道路管理者，道路占用者が災害廃棄物を処分地に搬入		道路管理者，道路占用者	17,3,4　道路管理者，道路占用者が災害廃棄物を処分地に搬入	

資料５

令和元年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（一般災害対策編）

頁	現　行			修　正　案			修正理由
	17,4 被災建築物の除去に伴う災害廃棄物を処理する	建物所有者，管理者	17,4,1　原則として，被災住宅や事業所の除去は自ら行う 17,4,2　原則として，処分地への収集・搬送は自ら行う	17,4 被災建築物の除去に伴う災害廃棄物を処理する	建物所有者，管理者	17,4,1　原則として，被災住宅や事業所の除去は自ら行う 17,4,2　原則として，処分地への収集・搬送は自ら行う	
		環境政策部廃棄物清掃班 （追記）	17,4,3　環境政策部が収集搬送する 17,4,4　除去作業の指定業者等に災害廃棄物仮置場への搬入を指示する 17,4,5　災害廃棄物仮置場から処分地へ搬送する		環境政策部廃棄物清掃班	17,4,3　環境政策部が収集搬送する	
					環境政策部 災害廃棄物対策室	17,4,4　除去作業の指定業者等に災害廃棄物仮置場への搬入を指示する。 17,4,5　災害廃棄物仮置場から処分地へ搬送する	
	17,5 被災建築物の除去に関する特例措置を適用する	区本部	(1) 被災建築物除却の受付 17,5,1　解体申請の受付を行う 17,5,2　関係書類を環境政策部（追記）へ送付する	17,5 被災建築物の除去に関する特例措置を適用する	区本部	⑴被災建築物除却の受付 17,5,1　解体申請の受付を行う 17,5,2　関係書類を環境政策部災害廃棄物対策室へ送付する	
		環境政策部廃棄物清掃班，区本部，建設部土木事務所班	17,5,3　被災建築物の除去に必要な協議を行う 17,5,4　現地調査等により作業の優先順位を決定する		環境政策部災害廃棄物対策室，区本部，建設部土木事務所班	17,5,3　被災建築物の除去に必要な協議を行う 17,5,4　現地調査等により作業の優先順位を決定する	

資料５

令和元年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（一般災害対策編）

頁	現　行			修　正　案			修正理由
	17,5 被災建築物の除去に関する特例措置を適用する	環境政策部 廃棄物清掃班	(2) 被災建築物除却の実施 17,5,5 発注名簿を作成する 17,5,6 民間団体への支援を要請し，関係企業と契約する 17,5,7 廃棄物搬入券の配布等を行う 17,5,8 分別の徹底，搬入方法等の周知を行う 17,5,9 廃棄物の種類に応じて搬入場所の調整を行う	17,5 被災建築物の除去に関する特例措置を適用する	環境政策部 災害廃棄物対策室	(2)被災建築物除却の実施 17,5,5 発注名簿を作成する 17,5,6 民間団体への支援を要請し，関係企業と契約する 17,5,7 廃棄物搬入券の配布等を行う 17,5,8 分別の徹底，搬入方法等の周知を行う 17,5,9 廃棄物の種類に応じて搬入場所の調整を行う	
		環境政策部施設班	17,5,10 仮置場等での分別，破砕等を行う仮設施設を設置する		環境政策部施設班	17,5,10 仮置場等での分別，破砕等を行う仮設施設を設置する	
		環境政策部廃棄物清掃班 （追記）	(1)収集運搬 17,6,1 避難所のごみ収集作業を優先して実施する 17,6,2 生活系ごみ，粗大ごみ等の収集を，全市において一時停止する		環境政策部廃棄物清掃班	(1)収集運搬 17,6,1 避難所のごみ収集作業を優先して実施する 17,6,2 生活系ごみ，粗大ごみ等の収集を，全市において一時停止する	

資料５

令和元年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（一般災害対策編）

頁	現　行			修　正　案			修正理由
	17,6　生活系ごみ・粗大ごみ等を収集運搬する		17,6,3　交通障害となる路上ごみ等の処理を実施する 17,6,4　民間団体への支援を要請する	17,6　生活系ごみ・粗大ごみ等を収集運搬する		17,6,3　交通障害となる路上ごみ等の処理を実施する	
					環境政策部災害廃棄物対策室	17,6,4　民間団体への支援を要請する	
		区本部	(1)　ごみ処理手数料の減免措置 17,6,5　ごみ処理手数料の減免についての窓口を設置する 17,6,6　ごみ処理手数料の減免についての相談を行う 17,6,7　減免申請書に区長副申書を添えて環境政策部へ送付する		区本部	(2)　ごみ処理手数料の減免措置 17,6,5　ごみ処理手数料の減免についての窓口を設置する 17,6,6　ごみ処理手数料の減免についての相談を行う 17,6,7　減免申請書に区長副申書を添えて環境政策部へ送付する	
		環境政策部廃棄物清掃班	17,6,8　受入方法等について区本部に連絡する		環境政策部災害廃棄物対策室	17,6,8　受入方法等について区本部に連絡する	
		区本部 （追記）	17,6,9　決定事項を被災者に連絡する 17,6,10　ごみの搬入指導に当たる		区本部	17,6,9　決定事項を被災者に連絡する	
					環境政策部災害廃棄物対策室	17,6,10　ごみの搬入指導に当たる	
	17,7　生活系ごみ・粗大ごみ等を処分する	環境政策部施設班	17,7,1　速やかに生活系ごみの焼却処理を行う 17,7,2　自らで搬入する粗大ごみ，不燃物を受け付ける	17,7　生活系ごみ・粗大ごみ等を処分する	環境政策部施設班	17,7,1　速やかに生活系ごみの焼却処理を行う 17,7,2　自らで搬入する粗大ごみ，不燃物を受け付ける	

資料５

令和元年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（一般災害対策編）

頁	現　行			修　正　案			修正理由
	17,8　環境に配慮する	（追記） 環境政策部環境班	17,8,1 災害廃棄物の資源化，減量化及び環境汚染防止策を広報する	17,8　環境に配慮する	環境政策部（災害廃棄物対策室，環境班）	7,8,1　災害廃棄物の資源化，減量化及び環境汚染防止策を広報する	
			(1) 災害廃棄物の資源化，減量化 17,8,2　解体段階での積極的な分別等を実施する 17,8,3　仮置場での積極的な分別等を実施する		環境政策部 災害廃棄物対策室	(1) 災害廃棄物の資源化，減量化 17,8,2　解体段階での積極的な分別等を実施する 17,8,3　仮置場での積極的な分別等を実施する	
			(2) 環境汚染への配慮 17,8,4　有害廃棄物による環境汚染を防止するため，適正な処理の指導に当たる 17,8,5 建築物の解体に際し，ＰＣＢやアスベストによる環境汚染を防止する 17,8,6　仮置場での環境汚染を防止する		環境政策部環境班	(2) 環境汚染への配慮 17,8,4　有害廃棄物による環境汚染を防止するため，適正な処理の指導に当たる 17,8,5 建築物の解体に際し，ＰＣＢやアスベストによる環境汚染を防止する 17,8,6　仮置場での環境汚染を防止する	

資料５

令和元年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（一般災害対策編）

頁	現　行	修　正　案	修正理由
１６８	17.1.5　災害廃棄物処理計画策定に必要な情報の収集を行う（環境政策部廃棄物清掃班） 環境政策部廃棄物清掃班は，各部等から以下に示す災害廃棄物処理計画策定に必要な情報を収集する。 （追記） （災害廃棄物処理計画策定に必要な情報） ア　道路障害物の除去方針，障害物仮置場等の設置状況（建設部） イ　被災建築物の応急危険度判定調査の判定結果（都市計画部） ウ　区本部が実施するり災証明書発行のための建築物被災調査の結果（本部事務局） エ　オープンスペースデータベース（オープンスペース調整チーム） オ　避難所データベース（本部事務局） カ　道路交通（規制）情報（建設部等道路管理者） 17.1.6　各事業所に収集運搬，予備処分の適切な指示を行う（環境政策部廃棄物清掃班） 環境政策部長（環境政策部廃棄物清掃班）は，各事業所に収集運搬，予備処分等の適切な指示をする。	17.1.5　災害廃棄物対策室を設置する（環境政策部庶務班） （削除） 17.1.6　災害廃棄物対策室は，各部等から以下に示す災害廃棄物処理実行計画策定に必要な情報を収集する。 （災害廃棄物処理実行計画策定に必要な情報） ア　道路障害物の除去方針，障害物仮置場等の設置状況（建設部） イ　被災建築物の応急危険度判定調査の判定結果（都市計画部） ウ　区本部が実施するり災証明書発行のための建築物被災調査の結果（本部事務局） エ　オープンスペースデータベース（オープンスペース調整チーム） オ　避難所データベース（本部事務局） カ　道路交通（規制）情報（建設部等道路管理者） 17.1.7　各事業所に収集運搬等の適切な指示を行う（環境政策部廃棄物清掃班） 環境政策部長（環境政策部廃棄物清掃班）は，各事業所に収集運搬等の適切な指示をする。	災害廃棄物処理計画の改定による修整及び担当修正

資料５

令和元年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（一般災害対策編）

頁	現　行	修　正　案	修正理由
１６８	17.2 災害廃棄物処理計画を策定する (1)災害廃棄物処理計画 17.2.1　関係各部から提供されたデータ等を基に，災害廃棄物量の推計を行う(環境政策部廃棄物清掃班) 環境政策部廃棄物清掃班は，関係部等から提供されたデータや災害廃棄物処理支援システムを基に，災害廃棄物発生量の推計を行う。 17.2.2　災害廃棄物処理計画を策定する(環境政策部廃棄物清掃班) 環境政策部廃棄物清掃班は，災害廃棄物量の推計結果や各部等から収集した情報を基に，被災建築物のがれき処理，避難所のごみ収集計画等の災害廃棄物処理計画を策定する。 17.2.3　（略） 17.2.4　災害廃棄物仮置場を指定する(環境政策部廃棄物清掃班) 環境政策部廃棄物清掃班は，オープンスペース調整チーム事務局が割り当てたオープンスペースから，災害廃棄物仮置場を指定する。 17.2.5　災害廃棄物の種類，地域ごとの受入施設を決定する(環境政策部廃棄物清掃班) 環境政策部廃棄物清掃班は，災害廃棄物の種類，地域ごとの受入施設（仮置場を含む。）を決定する。 17.2.6　分別方法や受入基準について広報及び関係機関に周知する(環境政策部廃棄物清掃班)	17.2 災害廃棄物処理実行計画を策定する (1)災害廃棄物処理実行計画 17.2.1　関係各部から提供されたデータ等を基に，災害廃棄物量の推計を行う(環境政策部災害廃棄物対策室) 環境政策部災害廃棄物対策室は，関係部等から提供されたデータや災害廃棄物処理支援システムを基に，災害廃棄物発生量の推計を行う。 17.2.2　災害廃棄物処理実行計画を策定する(環境政策部災害廃棄物対策室) 環境政策部災害廃棄物対策室は，災害廃棄物量の推計結果や各部等から収集した情報を基に，被災建築物のがれき処理，避難所のごみ収集計画等の災害廃棄物処理実行計画を策定する。 17.2.3　（略） 17.2.4　災害廃棄物仮置場を指定する(環境政策部災害廃棄物対策室) 環境政策部災害廃棄物対策室は，オープンスペース調整チーム事務局が割り当てたオープンスペースから，災害廃棄物仮置場を指定する。 17.2.5　災害廃棄物の種類，地域ごとの受入施設を決定する(環境政策部災害廃棄物対策室) 環境政策部災害廃棄物対策室は，災害廃棄物の種類，地域ごとの受入施設（仮置場を含む。）を決定する。 17.2.6　分別方法や受入基準について広報及び関係機関に周知する	災害廃棄物処理計画の改定による修整及び担当修正

資料５

令和元年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（一般災害対策編）

頁	現　行	修　正　案	修正理由
	環境政策部廃棄物清掃班は，災害廃棄物の分別方法や受入基準について広報を行うとともに，関係機関に周知する。 17.2.7　仮設処理施設の設置を検討する（環境政策部廃棄物清掃班） 環境政策部廃棄物清掃班は，災害廃棄物量の推計結果に基づき，仮設処理施設の設置を検討する。 (2) 災害廃棄物処理体制 17.2.8　作業に必要な人員・資機材の量を推計する（環境政策部廃棄物清掃班） 環境政策部廃棄物清掃班は，災害廃棄物量の推計結果に基づき，作業に必要な人員・資機材の量を推計する。 17.2.9　必要な人員・資機材の調整を行う（環境政策部廃棄物清掃班） 環境政策部廃棄物清掃班は，あらかじめ定められた配備，動員計画に基づく作業体制を確立するとともに，災害の状況等に応じて必要な機材等の調整を図る。 17.2.10　業界団体への支援を要請する（環境政策部廃棄物清掃班） 環境政策部廃棄物清掃班は，京都市の人員，保有機材では不足する場合，業界団体への支援依頼等を行う。 17.2.11　本部長に他都市への応援を要請する（環境政策部廃棄物清掃班） 環境政策部長（環境政策部廃棄物清掃班）は，京都市の人員，	（環境政策部災害廃棄物対策室） 環境政策部災害廃棄物対策室は，災害廃棄物の分別方法や受入基準について広報を行うとともに，関係機関に周知する。 17.2.7　仮設処理施設の設置を検討する（環境政策部災害廃棄物対策室） 環境政策部災害廃棄物対策室は，災害廃棄物量の推計結果に基づき，仮設処理施設の設置を検討する。 (2) 災害廃棄物処理体制 17.2.8　作業に必要な人員・資機材の量を推計する（環境政策部各班） 環境政策部各班は，災害廃棄物量の推計結果に基づき，作業に必要な人員・資機材の量を推計する。 17.2.9　必要な人員・資機材の調整を行う（環境政策部各班） 環境政策部各班は，あらかじめ定められた配備，動員計画に基づく作業体制を確立するとともに，災害の状況等に応じて必要な機材等の調整を図る。 17.2.10　業界団体への支援を要請する（環境政策部災害廃棄物対策室） 環境政策部災害廃棄物対策室は，京都市の人員，保有機材では不足する場合，業界団体への支援依頼等を行う。 17.2.11　本部長に他都市への応援を要請する（環境政策部災害廃棄	

資料５

令和元年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（一般災害対策編）

頁	現　行	修　正　案	修正理由
	保有機材では災害廃棄物処理体制が不足し，他都市等の応援を受けることが必要と認めるときは，本部長に他都市等へ応援の要請を要求するとともに，受入れに関する必要な調整を行う。	物対策室） 環境政策部長（環境政策部災害廃棄物対策室）は，京都市の人員，保有機材では災害廃棄物処理体制が不足し，他都市等の応援を受けることが必要と認めるときは，本部長に他都市等へ応援の要請を要求するとともに，受入れに関する必要な調整を行う。	
１７０	17.3.1　処分地への災害廃棄物の搬入を指示する（環境政策部廃棄物清掃班） 処分地への災害廃棄物の搬入は，原則として道路障害物除去を実施する道路管理者，道路占用者が行う。 環境政策部廃棄物清掃班は，道路障害物除去を実施する建設部等の道路管理者，道路占用者に対し，処分地への災害廃棄物の搬入を指示する。 (1)　一時（追記）仮置きした場合の措置 17.3.2　道路管理者，道路占用者と処分地への搬入方法について協議する（環境政策部廃棄物清掃班） 環境政策部廃棄物清掃班は，道路管理者，道路占用者が緊急措置として一時（追記）仮置した災害廃棄物について，その搬入先，処分方法等について必要な指示，協議を行う。 (2)　（追記）処分地への搬入 17.3.3　環境政策部廃棄物清掃班が災害廃棄物を処分地に搬入する（環境政策部廃棄物清掃班） 道路管理者，道路占用者が仮置場へ搬入した災害廃棄物は，	17.3.1　処分地への災害廃棄物の搬入を指示する（環境政策部災害廃棄物対策室） 処分地への災害廃棄物の搬入は，原則として道路障害物除去を実施する道路管理者，道路占用者が行う。 環境政策部災害廃棄物対策室は，道路障害物除去を実施する建設部等の道路管理者，道路占用者に対し，処分地への災害廃棄物の搬入を指示する。 (1) 一時的に仮置きした場合の措置 17.3.2　道路管理者，道路占用者と処分地への搬入方法について協議する（環境政策部災害廃棄物対策室） 環境政策部災害廃棄物対策室は，道路管理者，道路占用者が緊急措置として一時的に仮置きした災害廃棄物について，その搬入先，処分方法等について必要な指示，協議を行う。 (2) 一時的に仮置きした場合の処分地への搬入 17.3.3　環境政策部災害廃棄物対策室が災害廃棄物を処分地に搬入する（環境政策部災害廃棄物対策室） 道路管理者，道路占用者が仮置場へ搬入した災害廃棄物は，	災害廃棄物処理計画の改定による修整及び担当修正

資料５

令和元年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（一般災害対策編）

頁	現　行	修　正　案	修正理由
	環境政策部（追記）が処分地に搬入する。また，一時（追記）仮置した災害廃棄物について，環境政策部が処分地への搬入を行うことになった場合，環境政策部廃棄物清掃班が処分地に搬入する。 17.3.4　道路管理者，道路占用者が災害廃棄物を処分地に搬入する（道路管理者，道路占用者） 一時（追記）仮置きした災害廃棄物について，道路管理者，道路占用者が処分地への搬入を行うことになった場合，道路管理者，道路占用者が処分地に搬入する。	環境政策部災害廃棄物対策室が処分地に搬入する。また，一時的に仮置きした災害廃棄物について，環境政策部が処分地への搬入を行うことになった場合，環境政策部災害廃棄物対策室が処分地に搬入する。 17.3.4　道路管理者，道路占用者が災害廃棄物を処分地に搬入する（道路管理者，道路占用者） 一時的に仮置きした災害廃棄物について，道路管理者，道路占用者が処分地への搬入を行うことになった場合，道路管理者，道路占用者が処分地に搬入する。	
１７０	17.4.4　除去作業の指定業者等に災害廃棄物仮置場への搬入を指示する（環境政策部廃棄物清掃班） 災害廃棄物仮置場を設置した場合，環境政策部廃棄物清掃班は被災建築物の除去作業を実施する指定業者等に，災害廃棄物仮置場への搬入を指示する。また，必要に応じて，民間団体に支援を要請する。	17.4.4　除去作業の指定業者等に災害廃棄物仮置場への搬入を指示する（環境政策部災害廃棄物対策室） 災害廃棄物仮置場を設置した場合，環境政策部災害廃棄物対策室は被災建築物の除去作業を実施する指定業者等に，災害廃棄物仮置場への搬入を指示する。また，必要に応じて，民間団体に支援を要請する。	災害廃棄物処理計画の改定による修整及び担当修正
１７１	17.5.2　関係書類を環境政策部（追記）へ送付する（区本部） 区本部は，建物所有者から受け付けた書類をり災台帳等と照合のうえ，関係書類を環境政策部（追記）へ送付する。 17.5.3　被災建築物の除去に必要な協議を行う（環境政策部廃棄物清掃班，区本部，建設部土木事務所班） 環境政策部廃棄物清掃班，区本部，建設部土木事務所班は，被災建築物の除去を効率的に実施するため，必要な協議を行	17.5.2　関係書類を環境政策部災害廃棄物対策室へ送付する（区本部） 区本部は，建物所有者から受け付けた書類をり災台帳等と照合のうえ，関係書類を環境政策部災害廃棄物対策室へ送付する。 17.5.3　被災建築物の除去に必要な協議を行う（環境政策部災害廃棄物対策室，区本部，建設部土木事務所班）	災害廃棄物処理計画の改定による修整及び担当修正

資料５

令和元年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（一般災害対策編）

頁	現　行	修　正　案	修正理由
	う。 17.5.4　現地調査等により作業の優先順位を決定する（環境政策部廃棄物清掃班，区本部，建設部土木事務所班） 環境政策部廃棄物清掃班，区本部，建設部土木事務所班は，被災建築物の現地調査等を実施するなどして，作業の優先順位を決定する。 (2) 被災建築物除却の実施 17.5.5　発注名簿を作成する（環境政策部廃棄物清掃班） 環境政策部廃棄物清掃班は，被災建築物除去の発注名簿を作成する。 17.5.6　民間団体への支援を要請し，関係企業と契約する（環境政策部廃棄物清掃班） 環境政策部廃棄物清掃班は，被災建築物除去を行う関係民間団体への支援を要請し，当該団体等の関係企業との契約を行う。 17.5.7　廃棄物搬入券の配布等を行う（環境政策部廃棄物清掃班） 環境政策部廃棄物清掃班は，契約業者との連絡調整，支払事務，廃棄物搬入券の配付を行う。 17.5.8　分別の徹底，搬入方法等の周知を行う（環境政策部廃棄物	環境政策部災害廃棄物対策室，区本部，建設部土木事務所班は，被災建築物の除去を効率的に実施するため，必要な協議を行う。 17.5.4　現地調査等により作業の優先順位を決定する（環境政策部災害廃棄物対策室，区本部，建設部土木事務所班） 環境政策部災害廃棄物対策室，区本部，建設部土木事務所班は，被災建築物の現地調査等を実施するなどして，作業の優先順位を決定する。 (2) 被災建築物除却の実施 17.5.5　発注名簿を作成する（環境政策部災害廃棄物対策室） 環境政策部災害廃棄物対策室は，被災建築物除去の発注名簿を作成する。 17.5.6　民間団体への支援を要請し，関係企業と契約する（環境政策部災害廃棄物対策室） 環境政策部災害廃棄物対策室は，被災建築物除去を行う関係民間団体への支援を要請し，当該団体等の関係企業との契約を行う。 17.5.7　廃棄物搬入券の配布等を行う（環境政策部災害廃棄物対策室） 環境政策部災害廃棄物対策室は，契約業者との連絡調整，支払事務，廃棄物搬入券の配付を行う。 17.5.8　分別の徹底，搬入方法等の周知を行う（環境政策部災害廃棄物対策室）	

資料５

令和元年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（一般災害対策編）

頁	現　行	修　正　案	修正理由
	清掃班） 環境政策部廃棄物清掃班は，契約業者に対し分別の徹底，搬入方法等の周知を行う。 17.5.9　廃棄物の種類に応じて搬入場所の調整を行う（環境政策部廃棄物清掃班） 環境政策部廃棄物清掃班は，可能な限りリサイクルが推進されるよう，廃棄物の種類に応じて搬入場所の調整を行う。 17.5.10　（略）	環境政策部災害廃棄物対策室は，契約業者に対し分別の徹底，搬入方法等の周知を行う。 17.5.9　廃棄物の種類に応じて搬入場所の調整を行う（環境政策部災害廃棄物対策室） 環境政策部災害廃棄物対策室は，可能な限りリサイクルが推進されるよう，廃棄物の種類に応じて搬入場所の調整を行う。 17.5.10　（略）。	
１７１	17.6.4　民間団体への支援を要請する（環境政策部廃棄物清掃班） 生活系ごみ，粗大ごみ等の収集に関して，環境政策部廃棄物清掃班は，民間団体への支援を要請する。 17,6,5　（略） 17,6,6　（略） 17.6.7　減免申請書に区長副申書を添えて環境政策部へ送付する（区本部） 区本部は，減免措置を講じることを適当と認めたときは，被災者から提出された減免申請書にその旨を記した区長副申書を添えて，環境政策部に送付する。 17.6.8　受入方法等について区本部に連絡する（環境政策部廃棄物清掃班） 環境政策部廃棄物清掃班は，減免申請書を受領後，受入方法等について，速やかに区本部に連絡する。	17.6.4　民間団体への支援を要請する（環境政策部災害廃棄物対策室） 生活系ごみ，粗大ごみ等の収集に関して，環境政策部災害廃棄物対策室は，民間団体への支援を要請する。 17,6,5　（略） 17,6,6　（略） 17.6.7　減免申請書に区長副申書を添えて環境政策部へ送付する（区本部） 区本部は，減免措置を講じることを適当と認めたときは，被災者から提出された減免申請書にその旨を記した区長副申書を添えて，環境政策部災害廃棄物対策室に送付する。 17.6.8　受入方法等について区本部に連絡する（環境政策部災害廃棄物対策室） 環境政策部災害廃棄物対策室は，減免申請書を受領後，受	災害廃棄物処理計画の改定による修整及び担当修正

資料５

令和元年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（一般災害対策編）

頁	現　行	修　正　案	修正理由
	17.6.9　決定事項を被災者に連絡する（区本部） 区本部は，決定事項を被災者に連絡する。 17.6.10 ごみの搬入指導に当たる（区本部） 区本部は，被災者に対して，ごみの搬入指導に当たる。	入方法等について，速やかに区本部に連絡する。 17.6.9　決定事項を被災者に連絡する（区本部） 区本部は，決定事項を被災者に連絡する。 17.6.10 ごみの搬入指導に当たる（環境政策部災害廃棄物対策室） 環境政策部災害廃棄物対策室は，被災者に対して，ごみの搬入指導に当たる。	
１７２	（ごみ処理手数料の減免の基準） ア　災害救助法の適用を受けた地域に居住する者及びこれに準じる者として，本部から要請された場合 イ (ｱ)　生活保護法第 11 条第 1 項の規定に掲げる保護を受けている者が申請する場合 (ｲ)　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 14 条第 1 項に規定する支援給付(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 127 号）附則第 4 条第 1 項に規定する支援給付を含む。）を受けているものが申請する場合 ウ　災害によって著しい生活困窮状態にある者が申請する場合 エ　中小企業及び個人等が排出した一般廃棄物を，中小企業及び個人等が各施設の最上位料金区分を適用される量を持ち込む場合 オ　（追記）	（ごみ処理手数料の減免の基準） ア (ｱ)　生活保護法第 11 条第 1 項の規定に掲げる保護を受けている者が申請する場合 (ｲ)　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 14 条第 1 項に規定する支援給付(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 127 号）附則第 4 条第 1 項に規定する支援給付を含む。）を受けているものが申請する場合 イ　災害によって現に居住する住宅が被災したものが申請する場合 ウ　災害救助法の適用を受けた地域に居住する者及びこれに準じる者として，本部から要請された場合 エ (ｱ)　新生児を養育する保護者が引換券を提出する場合 (ｲ)　本市の紙おむつの給付サービスを受けている高齢者，障害	災害廃棄物処理計画の改定による修整及び担当修正

資料５

令和元年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（一般災害対策編）

頁	現　行	修　正　案	修正理由
	(ｱ)　新生児を養育する保護者が引換券を提出する場合 (ｲ)　本市の紙おむつの給付サービスを受けている高齢者，障害者が申請する場合 (ｳ)　在宅で腹膜透析を行う者が申請する場合 カ　その他特に環境企画部長が必要と認めた場合	者が申請する場合 (ｳ)　在宅で腹膜透析を行う者が申請する場合 オ　ふん尿の収集，運搬及び処分に係る手数料に関して，下水道処理区域の場合等の区分が適用される者のうち，次のいずれかに該当する者が申請する場合 (ｱ)　世帯全員が市・府民税非課税の場合 (ｲ)　申請日において，生活保護法による生活扶助を受けている場合 (ｳ)　借地・借家の関係により，水洗化が困難な場合 (ｴ)　収集対象のくみ取便所について水洗化の具体的な予定がある場合 (ｵ)　その他市長が認める場合 カ　その他循環型社会推進部長又は適正処理施設部長が特に認めた場合	
１７２	17.7.1　速やかに生活系ごみの焼却処理を行う（環境政策部施設班） 衛生上の観点から，生活系ごみは各クリーンセンターで速やかに焼却処理を行う。ただし，京都市施設の処理能力が不足する場合は，（追記）他の自治体，産業廃棄物処理業者等に支援を依頼する。	17.7.1　速やかに生活系ごみの焼却処理を行う（環境政策部施設班） 衛生上の観点から，生活系ごみは各クリーンセンターで速やかに焼却処理を行う。ただし，京都市施設の処理能力が不足する場合は，災害廃棄物対策室を通じ，他の自治体，産業廃棄物処理業者等に支援を依頼する。	災害廃棄物処理計画の改定による修整
１７２	17.8.1　災害廃棄物の資源化，減量化，環境汚染防止策を広報する（環境政策部（追記）環境班） 環境政策部（追記）環境班は，災害廃棄物の解体，仮置き，最終処分の各段階において，災害廃棄物の資源化，減量化を図り，環境汚染を防止するため積極的な広報を実施する。 ⑴　災害廃棄物の資源化，減量化	17.8.1　災害廃棄物の資源化，減量化，環境汚染防止策を広報する（環境政策部災害廃棄物対策室，環境班） 環境政策部災害廃棄物対策室，環境班は，災害廃棄物の解体，仮置き，最終処分の各段階において，災害廃棄物の資源化，減量化を図り，環境汚染を防止するため積極的な広報を実施する。	災害廃棄物処理計画の改定による修整

資料５

令和元年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（一般災害対策編）

頁	現　行	修　正　案	修正理由
	17.8.2　解体段階での積極的な分別等を実施する（環境政策部環境班） 環境政策部環境班は，可能な限り建築物の解体段階での積極的な分別等を実施し，最終処分される廃棄物量を極力減量する。 17.8.3　仮置場での積極的な分別等を実施する（環境政策部環境班） 環境政策部環境班は，可能な限り仮置場の段階でも積極的な分別等を実施し，最終処分される廃棄物量を極力減量する。 17.8.4　有害廃棄物による環境汚染を防止するため，適正な処理の指導に当たる（環境政策部環境班） 環境政策部環境班は，有害廃棄物による環境汚染を防止するため，災害廃棄物処理支援システムを活用し，迅速な被害状況の確認を行うとともに適正処理指導に当たる。 17.8.5　　（略） 17.8.6　仮置場での環境汚染を防止する（環境政策部（追記）環境班） 環境政策部（追記）環境班は，仮置場においては，防塵ネットを設置するとともに，散水，消臭剤等の散布，搬入車両の騒音，振動，粉塵対策に配慮するよう指導する。	⑴災害廃棄物の資源化，減量化 17.8.2　解体段階での積極的な分別等を実施する（環境政策部災害廃棄物対策室） 環境政策部災害廃棄物対策室は，可能な限り建築物の解体段階での積極的な分別等を実施し，最終処分される廃棄物量を極力減量する。 17.8.3　仮置場での積極的な分別等を実施する（環境政策部災害廃棄物対策室） 環境政策部災害廃棄物対策室は，可能な限り仮置場の段階でも積極的な分別等を実施し，最終処分される廃棄物量を極力減量する。 17.8.4　有害廃棄物による環境汚染を防止するため，適正な処理の指導に当たる（環境政策部環境班） 環境政策部環境班は，有害廃棄物による環境汚染を防止するため，（削除）迅速な被害状況の確認を行うとともに適正処理指導に当たる。 17.8.5　　（略） 17.8.6　仮置場での環境汚染を防止する（環境政策部災害廃棄物対策室，施設班，環境班） 環境政策部災害廃棄物対策室，施設班，環境班は，仮置場においては，防塵ネットを設置するとともに，散水，消臭剤等の散布，搬入車両の騒音，振動，粉塵対策に配慮する。	

資料５

令和元年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（一般災害対策編）

<table>
<tr><th>頁</th><th>現　行</th><th>修　正　案</th><th>修正理由</th></tr>
<tr><td>１９３</td><td>■　役割分担
<table><tr><th>応急対策項目</th><th>担　　当</th><th>分　担　内　容</th></tr><tr><td rowspan="5">22.3　要配慮者に防災情報を提供する。</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>総合企画部（広報・記録班，国際班）</td><td>22.3.3　障害者や外国人等が利用しやすい災害情報を提供する</td></tr><tr><td>総合企画部広報・記録班(追記)</td><td>22.3.4　外国語による広報印刷物を作成する</td></tr><tr><td>総合企画部（広報・記録班，国際班）</td><td>22.3.5　報道機関に対し外国語の広報文を提供し，広報を依頼する</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table></td><td>■　役割分担
<table><tr><th>応急対策項目</th><th>担　　当</th><th>分　担　内　容</th></tr><tr><td rowspan="5">22.3　要配慮者に防災情報を提供する。</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td rowspan="3">総合企画部（広報・記録班，国際班）</td><td>22.3.3 障害者や外国人等が利用しやすい災害情報を提供する</td></tr><tr><td>22.3.4 外国語による広報印刷物を作成する</td></tr><tr><td>22.3.5 報道機関に対し外国語の広報文を提供し，広報を依頼する</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table></td><td>担当追加</td></tr>
<tr><td>１９６</td><td>22.3.4　外国語による広報印刷物を作成する（総合企画部広報・記録班（追記））
総合企画部広報・記録班（追記）は，必要に応じて外国語による広報印刷物を作成する。</td><td>22.3.4　外国語による広報印刷物を作成する（総合企画部広報・記録班，国際班）
総合企画部広報・記録班，国際班は，必要に応じて外国語による広報印刷物を作成する。</td><td>担当追加</td></tr>
<tr><td>２０１</td><td>第２３節　災害救助法の適用
（略）
■　実施責任者　：　保健福祉部長</td><td>第２３節　災害救助法の適用
（略）
■　実施責任者　：　本部事務局</td><td>事務の所管換えによる修正</td></tr>
</table>

資料５

令和元年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（一般災害対策編）

<table>
<tr><th>頁</th><th>現　行</th><th>修　正　案</th><th>修正理由</th></tr>
<tr><td>２０１</td><td>■　役割分担
<table>
<tr><th>応急対策項目</th><th>担　　当</th><th>分　　担　　内　　容</th></tr>
<tr><td rowspan="3">23.1 被害の認定を行う</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">保健福祉部長（保健福祉部庶務班）</td><td>23.1.1 災害救助法適用を判断する</td></tr>
<tr><td>(1) 災害の規模が大きく住家の滅失の認定に時間を要すると判断するとき
23.1.2 災害救助法適用見込みを判断する
23.1.3 本部長に災害救助法適用見込みを報告する</td></tr>
<tr><td rowspan="3">23.2 災害救助法の適用を申請する</td><td>保健福祉部長（保健福祉部庶務班）</td><td>23.2.1 本部長の承認を得る
23.2.2 府知事に災害救助法適用を申請する</td></tr>
<tr><td>府知事</td><td>23.2.3 （略）
23.2.4 （略）</td></tr>
<tr><td>保健福祉部長（保健福祉部庶務班）</td><td>23.2.5 各部長，各区本部長に通知する</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
</table></td><td>■　役割分担
<table>
<tr><th>応急対策項目</th><th>担　　当</th><th>分　　担　　内　　容</th></tr>
<tr><td rowspan="3">23.1 被害の認定を行う</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">本部事務局</td><td>23,1,1 災害救助法適用を判断する</td></tr>
<tr><td>(2) 災害の規模が大きく住家の滅失の認定に時間を要すると判断するとき
23,1,2 災害救助法適用見込みを判断する
23,1,3 本部長に災害救助法適用見込みを報告する</td></tr>
<tr><td rowspan="3">23.2 災害救助法の適用を申請する</td><td>本部事務局</td><td>23,2,1 本部長の承認を得る
23,2,2 府知事に災害救助法適用を申請する</td></tr>
<tr><td>府知事</td><td>23,2,3（略）
23,2,4（略）</td></tr>
<tr><td>本部事務局</td><td>23,2,5 各部長，各区本部長に通知する</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
</table></td><td>事務の所管換えによる担当修正</td></tr>
</table>

資料５

令和元年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（一般災害対策編）

頁	現　行	修　正　案	修正理由
２０１	23.1.3　災害救助法適用を判断する（保健福祉部長（保健福祉部庶務班）） 保健福祉部長（保健福祉部庶務班）は，取りまとめた被害状況の結果に基づき，震災による被害が災害救助法適用基準に該当するかを判断する。 （略） 23.1.4　災害救助法適用見込みを判断する（保健福祉部長（保健福祉部庶務班）） 保健福祉部長（保健福祉部庶務班）は，災害の規模が大きく住家の滅失の認定に時間を要すると判断するときは，被害の概況報告結果（第３章　第３節　情報収集・伝達参照）や被災建築物応急危険度判定結果（第３章　第２７節　３　被災建築物の応急危険度判定参照）等により，災害救助法の適用見込みを判断する。 23.1.5　本部長に災害救助法適用見込みを報告する（保健福祉部長（保健福祉部庶務班）） 保健福祉部長（保健福祉部庶務班）は，本部長に災害救助法の適用見込みを報告する。	3.1.3　災害救助法適用を判断する（本部事務局） 本部事務局は，取りまとめた被害状況の結果に基づき，震災による被害が災害救助法適用基準に該当するかを判断する。 （略） 23.1.4　災害救助法適用見込みを判断する（本部事務局） 本部事務局は，災害の規模が大きく住家の滅失の認定に時間を要すると判断するときは，被害の概況報告結果（第３章　第３節　情報収集・伝達参照）や被災建築物応急危険度判定結果（第３章　第２７節　３　被災建築物の応急危険度判定参照）等により，災害救助法の適用見込みを判断する。 23.1.5　本部長に災害救助法適用見込みを報告する（本部事務局）） 本部事務局は，本部長に災害救助法の適用見込みを報告する。	事務の所管換えによる担当修正

資料５

令和元年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（一般災害対策編）

<table>
<tr><th>頁</th><th>現　行</th><th>修　正　案</th><th>修正理由</th></tr>
<tr><td>２０３</td><td>23.2.1　本部長の承認を得る（保健福祉部長（保健福祉部庶務班））
保健福祉部長（保健福祉部庶務班）は，住家の滅失の被害認定結果の取りまとめ結果に基づき，震災による被害が災害救助法適用基準に該当する場合や，災害救助法が適用される見込みがあると判断した場合は，本部長の承認を得て，事後の災害救助法適用申請に関する業務を行う。
23.2.2　府知事に災害救助法適用を申請する（保健福祉部長（保健福祉部庶務班））
保健福祉部長（保健福祉部庶務班）は，府知事に対して，災害の発生報告を行い，災害救助法の適用を申請する。
（略）
23.2.5　各部長，各区本部長に通知する（保健福祉部長（保健福祉部庶務班））
保健福祉部長（保健福祉部庶務班）は，災害救助法が適用された場合は，各部長，区本部長にその旨を通知する。</td><td>23.2.1　本部長の承認を得る（本部事務局）
本部事務局は，住家の滅失の被害認定結果の取りまとめ結果に基づき，震災による被害が災害救助法適用基準に該当する場合や，災害救助法が適用される見込みがあると判断した場合は，本部長の承認を得て，事後の災害救助法適用申請に関する業務を行う。
23.2.2　府知事に災害救助法適用を申請する（本部事務局）
本部事務局は，府知事に対して，災害の発生報告を行い，災害救助法の適用を申請する。
（略）
23.2.5　各部長，各区本部長に通知する（本部事務局）
本部事務局は，災害救助法が適用された場合は，各部長，区本部長にその旨を通知する。</td><td>事務の所管換えによる担当修正</td></tr>
<tr><td>２０７</td><td>25-1.1.3　連絡体制を確保する。
次の連絡体制により，緊急時の情報連携を図る。
<table><tr><th>行政機関</th><th>平日（8：50～17：30）</th><th>平日夜間及び土日祝</th><th>備考</th></tr><tr><td>京都市役所</td><td>京都支社統括グループ</td><td>京都支社統括グループ</td><td></td></tr><tr><td>北区役所</td><td>京都支社統括グループ</td><td>京都配電営業所</td><td></td></tr></table></td><td>25-1.1.3　連絡体制を確保する。
次の連絡体制により，緊急時の情報連携を図る。
<table><tr><th>行政機関</th><th>平日（8：50～17：30）</th><th>平日夜間及び土日祝</th><th>備考</th></tr><tr><td>京都市役所</td><td>コミュニケーション統括グループ</td><td>コミュニケーション統括グループ</td><td></td></tr><tr><td>北区役所</td><td>コミュニケーション統括グループ</td><td>京都配電営業所</td><td></td></tr></table></td><td>組織改正による修正</td></tr>
</table>

資料５

令和元年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（一般災害対策編）

頁	現　行				修　正　案				修正理由
	上京 区役所	京都支社 統括グループ	京都 配電営業所		上京 区役所	コミュニケーション 統括グループ	京都 配電営業所		
	左京 区役所	京都支社 統括グループ	京都 配電営業所	（下記以外）	左京 区役所	コミュニケーション 統括グループ	京都 配電営業所	（下記以外）	
			京都支社 統括グループ	久多（上ノ町，中ノ町，宮ノ町，下ノ町，河合）			コミュニケーション 統括グループ	久多（上ノ町，中ノ町，宮ノ町，下ノ町，河合）	
	中京 区役所	京都支社 統括グループ	京都 配電営業所		中京 区役所	コミュニケーション 統括グループ	京都 配電営業所		
	東山 区役所	京都支社 統括グループ	京都 配電営業所		東山 区役所	コミュニケーション 統括グループ	京都 配電営業所		
	山科 区役所	京都南部 コミュニケーション グループ	伏見 配電営業所		山科 区役所	伏見 配電営業所	伏見 配電営業所		
	下京 区役所	京都支社 統括グループ	京都 配電営業所		下京 区役所	コミュニケーション 統括グループ	京都 配電営業所		
	南 区役所	京都支社 統括グループ	京都 配電営業所		南 区役所	コミュニケーション 統括グループ	京都 配電営業所		
	右京 区役所	京都支社 統括グループ	京都 配電営業所		右京 区役所	コミュニケーション 統括グループ	京都 配電営業所		
	西京 区役所 洛西支所	京都支社 統括グループ	京都 配電営業所		西京 区役所 洛西支所	コミュニケーション 統括グループ	京都 配電営業所		
	伏見区 役所 深草支所 醍醐支所	京都南部 コミニケーショングループ	伏見 配電営業所	（下記以外）	伏見区 役所 深草支所 醍醐支所	伏見 配電営業所	伏見 配電営業所	（下記以外）	
		京都支社 統括グループ	京都支社 統括グループ	醍醐（一ノ切町，二ノ切町，三ノ切町）		コミュニケーション 統括グループ	コミュニケーション 統括グループ	醍醐（一ノ切町，二ノ切町，三ノ切町）	
			京都 配電営業所	久我，竹田（向代町，川町，流池町），羽束師			京都 配電営業所	久我，竹田（向代町，川町，流池町），羽束師	

資料５

令和元年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（一般災害対策編）

<table>
<tr><th>頁</th><th>現　行</th><th>修　正　案</th><th>修正理由</th></tr>
<tr><td>２２２</td><td>26-1.1.1　市バスへの連絡を行う（交通部自動車班）
交通部自動車班は，災害発生を覚知したとき又は災害発生のおそれがあるときは，時間内は運輸課長が，時間外は事故対策当務が交通無線により，市バスへの連絡を行う。</td><td>26-1.1.2　市バスへの連絡を行う（交通部自動車班）
交通部自動車班は，災害発生を覚知したとき又は災害発生のおそれがあるときは，時間内は運輸課長が，時間外は安全監理当務が交通無線により，市バスへの連絡を行う。</td><td>担当修正</td></tr>
<tr><td>２３７</td><td>■役割分担
<table><tr><th>応急対策項目</th><th>担　当</th><th>分　担　内　容</th></tr><tr><td rowspan="4">28.7 調整チームにおいて，復興対策用オープンスペースの利用を調整する</td><td>調整チーム（復興対策用）</td><td>28.7.1 調整を行う</td></tr><tr><td>調整事務局</td><td>28.7.2 暫定的に復興対策用オープンスペースを割り当てる</td></tr><tr><td>環境政策部廃棄物清掃班
都市計画部住宅班
関係部，関係機関等</td><td>28.7.3 復興対策用オープンスペースの利用を開始する</td></tr><tr><td>調整チーム（復興対策用）</td><td>28.7.4 復興対策用オープンスペースの利用状況について，調整事務局へ報告する
28.7.5 復興対策用オープンスペースを要請する
28.7.6 復興対策用オープンスペースの利用終了を調整事務局へ報告する</td></tr></table></td><td>■役割分担
<table><tr><th>応急対策項目</th><th>担　当</th><th>分　担　内　容</th></tr><tr><td rowspan="4">28.7 調整チームにおいて，復興対策用オープンスペースの利用を調整する</td><td>調整チーム（復興対策用）</td><td>28.7.1 調整を行う</td></tr><tr><td>調整事務局</td><td>28.7.2 暫定的に復興対策用オープンスペースを割り当てる</td></tr><tr><td>環境政策部災害廃棄物対策室
都市計画部住宅班
関係部，関係機関等</td><td>28.7.3 復興対策用オープンスペースの利用を開始する</td></tr><tr><td>調整チーム（復興対策用）</td><td>28.7.4 復興対策用オープンスペースの利用状況について，調整事務局へ報告する
28.7.5 復興対策用オープンスペースを要請する
28.7.6 復興対策用オープンスペースの利用終了を調整事務局へ報告する</td></tr></table></td><td>災害廃棄物処理計画の改定による修整</td></tr>
</table>

資料５

令和元年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（一般災害対策編）

<table>
<tr><th>頁</th><th>現　行</th><th>修　正　案</th><th>修正理由</th></tr>
<tr><td>２３９</td><td>（調整チームの構成）
<table><tr><td colspan="2">事務局</td><td>調整事務局（本部事務局，行財政部財産用地班）</td></tr><tr><td rowspan="5">用途別</td><td>緊急対策用</td><td>保健福祉部応急医療班，建設部（庶務班，土木管理班），消防部本部室班，関係部，関係機関等</td></tr><tr><td>避難対策用</td><td>区本部，関係部，関係機関等</td></tr><tr><td>応急・復旧用</td><td>文化市民部庶務班，建設部（庶務班，土木管理班），上下水道部総務班，交通部庶務班，関係部，関係機関等</td></tr><tr><td>復興対策用</td><td>環境政策部廃棄物清掃班，都市計画部住宅班，関係部，関係機関等</td></tr><tr><td>復興拠点用</td><td>都市計画部住宅班，関係部，関係機関等</td></tr></table></td><td>（調整チームの構成）
<table><tr><td colspan="2">事務局</td><td>調整事務局（本部事務局，行財政部財産用地班）</td></tr><tr><td rowspan="5">用途別</td><td>緊急対策用</td><td>保健福祉部応急医療班，建設部（庶務班，土木管理班），消防部本部室班，関係部，関係機関等</td></tr><tr><td>避難対策用</td><td>区本部，関係部，関係機関等</td></tr><tr><td>応急・復旧用</td><td>文化市民部庶務班，建設部（庶務班，土木管理班），上下水道部総務班，交通部庶務班，関係部，関係機関等</td></tr><tr><td>復興対策用</td><td>環境政策部災害廃棄物対策室，都市計画部住宅班，関係部，関係機関等</td></tr><tr><td>復興拠点用</td><td>都市計画部住宅班，関係部，関係機関等</td></tr></table></td><td>災害廃棄物処理計画の改定による修整</td></tr>
<tr><td>２４１</td><td>28.7.1　調整を行う（調整チーム（調整事務局，環境政策部廃棄物清掃班，都市計画部住宅班，関係部，関係機関等））
調整チームにおける，環境政策部廃棄物清掃班，都市計画部住宅班，関係部，関係機関等（以下 28.7 において「調整チーム（復興対策用）」という。），調整事務局は，調整事務局が随時更新するオープンスペースデータベースを活用して，復興対策用オープンスペースの利用について調整を行う。
28.7.2　（略）</td><td>28.7.1　調整を行う（調整チーム（調整事務局，環境政策部災害廃棄物対策室，都市計画部住宅班，関係部，関係機関等））
調整チームにおける，環境政策部災害廃棄物対策室，都市計画部住宅班，関係部，関係機関等（以下 28.7 において「調整チーム（復興対策用）」という。），調整事務局は，調整事務局が随時更新するオープンスペースデータベースを活用して，復興対策用オープンスペースの利用について調整を行う。
28.7.2　（略）</td><td>災害廃棄物処理計画の改定による修整</td></tr>
</table>

資料５

令和元年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（一般災害対策編）

頁	現　行	修　正　案	修正理由
	28.7.3　復興対策用オープンスペースの利用を開始する（環境政策部廃棄物清掃班，都市計画部住宅班，関係部，関係機関等） 調整チーム（復興対策用）を通じ暫定的に復興対策用オープンスペースを割り当てられた，環境政策部廃棄物清掃班，都市計画部住宅班，関係部，関係機関等は，割り当てられた復興対策用オープンスペースについて，個々に利用の可否を調査，検討のうえ，利用を決定，開始する。 28.7.4　復興対策用オープンスペースの利用状況について，調整事務局へ報告する（調整チーム（復興対策用）） 調整チーム（復興対策用）は，環境政策部廃棄物清掃班，都市計画部住宅班，関係部，関係機関等による復興対策用オープンスペースの利用状況について，調整事務局へ報告する。 28.7.5　復興対策用オープンスペースを要請する（調整チーム（復興対策用）） 調整チーム（復興対策用）は，環境政策部廃棄物清掃班，都市計画部住宅班，関係部，関係機関等が復興対策を実施するに当たり，更に復興対策用オープンスペースが必要になった場合は，調整事務局へ要請する。	28.7.3　復興対策用オープンスペースの利用を開始する（環境政策部災害廃棄物対策室，都市計画部住宅班，関係部，関係機関等） 調整チーム（復興対策用）を通じ暫定的に復興対策用オープンスペースを割り当てられた，環境政策部災害廃棄物対策室，都市計画部住宅班，関係部，関係機関等は，割り当てられた復興対策用オープンスペースについて，個々に利用の可否を調査，検討のうえ，利用を決定，開始する。 28.7.4　復興対策用オープンスペースの利用状況について，調整事務局へ報告する（調整チーム（復興対策用）） 調整チーム（復興対策用）は，環境政策部災害廃棄物対策室，都市計画部住宅班，関係部，関係機関等による復興対策用オープンスペースの利用状況について，調整事務局へ報告する。 28.7.5　復興対策用オープンスペースを要請する（調整チーム（復興対策用）） 調整チーム（復興対策用）は，環境政策部災害廃棄物対策室，都市計画部住宅班，関係部，関係機関等が復興対策を実施するに当たり，更に復興対策用オープンスペースが必要になった場合は，調整事務局へ要請する。	

資料５

令和元年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（一般災害対策編）

<table>
<tr><th>頁</th><th>現　行</th><th>修　正　案</th><th>修正理由</th></tr>
<tr><td>２４９</td><td>⑵　国土交通省の機関が気象庁の機関と共同して行う洪水予報
（略）
（洪　水　予　報）
<table><tr><td>○○川氾濫
注意情報</td><td>基準点の水位が，氾濫注意水位に達し，さらに水位の上昇が見込まれるとき。</td></tr><tr><td>○○川氾濫
警戒情報</td><td>基準点の水位が，一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき，または，避難判断水位に達し，さらに水位の上昇が見込まれるとき。</td></tr><tr><td>○○川氾濫
危険情報</td><td>基準点の水位が，氾濫危険水位に達したとき。</td></tr><tr><td>○○川氾濫
発生情報</td><td>洪水予報区間内で，氾濫が発生したとき。</td></tr></table></td><td>⑵　国土交通省の機関が気象庁の機関と共同して行う洪水予報
（略）
（削除）</td><td>本表は，京都府と京都地方気象台が発表す表であるため削除する
本表は，資料編に記載する</td></tr>
<tr><td>２５０</td><td>⑷　京都府　が気象庁の機関と共同して行う洪水予報
京都地方気象台が河川流域の降雨量予測を行い，京都府が河川の水位予測を行い，氾濫するおそれがあるときに，両者が共同して洪水予報を発表する。
京都府及び京都地方気象台は報道機関に対し，地域住民への報道を依頼する。</td><td>⑷　京都府が気象庁の機関と共同して行う洪水予報
京都府と京都地方気象台が共同して行う洪水予報は、洪水によって相当な損害を生ずるおそれのある河川について発表されるものであり、京都市域で指定された河川は、次表の鴨川・高野川である。</td><td>直轄河川と記載を統一する</td></tr>
</table>

資料５

令和元年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（一般災害対策編）

<table>
<tr><th>頁</th><th>現　行</th><th>修　正　案</th><th>修正理由</th></tr>
<tr><td>２５６</td><td>31,2,1　除雪を実施する（建設部）
建設部は，定められた除雪路線，除雪区域，除雪区分に従って除雪を実施する。
（除雪路線，除雪区域及び除雪区分）
ア除雪路線
除雪作業及び凍結防止剤散布作業実施要領(資料３－３１－１）による。
イ除雪区域
北　区：雲ヶ畑，杉阪，真弓，大森，中川，小野郷の各地区
左京区：鞍馬，花脊，大布施，広河原，久多，大見，百井，小出石，大原，静原，貴船の各地区
右京区：越畑，樒原，水尾，高雄，梅ヶ畑，清滝，京北の各地区
西京区：大枝沓掛地区
ウ除雪区分
アの除雪路線について，次の区分により除雪を実施する。
（ア）第１次除雪
<table><tr><td>一般国道</td><td>162 号，367 号，477 号</td></tr><tr><td>主要地方道</td><td>京都広河原美山線，京都京北線，佐々江下中線</td></tr><tr><td>一般府道</td><td>久多広河原線（久多～市原），上黒田貴船線，愛宕弓槻線，宮ノ辻神吉線，中</td></tr></table></td><td>31,2,1　除雪を実施する（建設部）
建設部は，定められた除雪作業及び凍結防止剤散布作業実施要領に従って除雪を実施する。
（削除）
※　資料３－３１－１　除雪作業及び凍結防止剤散布作業実施要領</td><td>除雪実施の実情に合わせた修正</td></tr>
</table>

資料５

令和元年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（一般災害対策編）

頁	現　行	修　正　案	修正理由

	地日吉線，中地熊田線，佐々江京北線，塔下弓削線，佐々里井戸線
市　道	大森道，花脊１号線，周山下熊田線，田貫五本松線，清田矢谷線，下中沢線，沢線，八幡宮清田線，沢尻弾正線，矢代宇津線，西宇野線，宇野東線，片波線，芹生別所線，初川線，大野比賀江中江線，比賀江辻線，上野線，小塩下黒田線，塔鳥居下線，弓削山国線，魚ヶ淵線，河端線，細野上ノ町線，宇津世木線，荒城線，平野線，平野大向線，下宇津線，向弓槻線，大向線，山合線，余野線，余野奥田線，室谷線，赤石線，沢尻上川線，桜木線，百合鼻線

（イ）第２次除雪

第１次除雪路線を除く除雪路線のうち，必要と認める路線の除雪を実施する。

※　資料３－３１－１　除雪作業及び凍結防止剤散布作業実施要領

資料５

令和元年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（一般災害対策編）

<table>
<tr><th>頁</th><th>現　行</th><th>修　正　案</th><th>修正理由</th></tr>
<tr><td>２５９</td><td>■　役割分担
<table><tr><th>応急対策項目</th><th>担　　当</th><th>分　　担　　内　　容</th></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td rowspan="6">33.6　被災住民を京都市に受け入れる</td><td>各局等</td><td>33.6.1 緊急避難所を開設・運営する</td></tr><tr><td>都市計画局等</td><td>33.6.2 住宅を提供する</td></tr><tr><td>教育委員会等</td><td>33.6.3 被災児童・生徒を学校園等に受け入れる</td></tr><tr><td>文化市民局，保健福祉局，子ども若者はぐくみ局，区本部等</td><td>33.6.4 ボランティアと連携した支援体制の整備を行う</td></tr><tr><td>産業観光局</td><td>33.6.5 経済界と連携した取組を推進する</td></tr><tr><td>各局等</td><td>33.6.6 被災住民のニーズ等に即した取組を推進する</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table></td><td>■　役割分担
<table><tr><th>応急対策項目</th><th>担　　当</th><th>分　　担　　内　　容</th></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td rowspan="6">33.6　被災住民を京都市に受け入れる</td><td>各局等</td><td>33.6.1 緊急避難所を開設・運営する</td></tr><tr><td>都市計画局等</td><td>33.6.2 住宅を提供する</td></tr><tr><td>教育委員会等</td><td>33.6.3 被災児童・生徒を学校園等に受け入れる</td></tr><tr><td>文化市民局，保健福祉局，（削除）区本部等</td><td>33.6.4 ボランティアと連携した支援体制の整備を行う</td></tr><tr><td>産業観光局</td><td>33.6.5 経済界と連携した取組を推進する</td></tr><tr><td>各局等</td><td>33.6.6 被災住民のニーズ等に即した取組を推進する</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table></td><td>担当削除</td></tr>
</table>

資料５

令和元年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（一般災害対策編）

<table>
<tr><th>頁</th><th>現　行</th><th>修　正　案</th><th>修正理由</th></tr>
<tr><td>２６１</td><td>（支援対策本部会議の構成）
<table><tr><th>本部長</th><th>統括
副本部長</th><th>副本部長</th><th>本　　部　　員</th></tr><tr><td>市　長</td><td>防災を担当する副市長</td><td>副市長</td><td>危機管理監，環境政策局長，行財政局長，総合企画局長，文化市民局長，産業観光局長，保健福祉局長，保健福祉局医療衛生推進室長，子ども若者はぐくみ局長，都市計画局長，建設局長，会計管理者，各区長，各担当区長，消防局長，交通局長，上下水道局長，市会事務局長，教育長，選挙管理委員会事務局長，人事委員会事務局長，監査事務局長，農業委員会事務局長，保健福祉局医療衛生推進室長及び本部長が指名する職員</td></tr></table></td><td>（支援対策本部会議の構成）
<table><tr><th>本部長</th><th>統括
副本部長</th><th>副本部長</th><th>本　　部　　員</th></tr><tr><td>市　長</td><td>防災を担当する副市長</td><td>副市長</td><td>危機管理監，環境政策局長，行財政局長，総合企画局長，文化市民局長，産業観光局長，保健福祉局長，（削除）子ども若者はぐくみ局長，都市計画局長，建設局長，会計管理者，各区長，各担当区長，消防局長，交通局長，上下水道局長，市会事務局長，教育長，選挙管理委員会事務局長，人事委員会事務局長，監査事務局長，農業委員会事務局長（削除）及び本部長が指名する職員</td></tr></table></td><td>京都市災害等支援実施要綱の改正に伴う本部員の修正</td></tr>
<tr><td>２６２</td><td>33.6.4　ボランティアと連携した支援体制の整備を行う（文化市民局，保健福祉局，子ども若者はぐくみ局，区本部等）
災害ボランティア活動に関する諸情報をボランティア団体等と共有し，相互に連携協力して被災住民を支援できるよう体制整備を行う。</td><td>33.6.4　ボランティアと連携した支援体制の整備を行う（文化市民局，保健福祉局，（削除）区本部等）
災害ボランティア活動に関する諸情報をボランティア団体等と共有し，相互に連携協力して被災住民を支援できるよう体制整備を行う。</td><td>担当削除</td></tr>
</table>

資料５

令和元年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（一般災害対策編）

<table>
<tr><th>頁</th><th>現　行</th><th>修　正　案</th><th>修正理由</th></tr>
<tr><td>２６７</td><td>■　役割分担
<table><tr><th>復旧計画項目</th><th>担　　当</th><th>分　担　内　容</th></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td rowspan="4">2,3　被災者生活再建支援金の支給を行う</td><td>保健福祉部，区本部</td><td>⑴　「被災者生活再建支援法」に基づく被災者生活再建支援金の支給を行う
2.3.1　支給申請手続を行う</td></tr><tr><td>被災者生活再建法人</td><td>2.3.2　支給を行う</td></tr><tr><td><u>保健福祉部，区本部</u></td><td>⑵　京都市被災者住宅再建等支援金の支給を行う
2.3.3　支給申請手続きを行う</td></tr><tr><td>保健福祉部</td><td>2.3.4　支給を行う</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table></td><td>■　役割分担
<table><tr><th>復旧計画項目</th><th>担　　当</th><th>分　担　内　容</th></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td rowspan="4">2,3　被災者生活再建支援金の支給を行う</td><td>保健福祉部，区本部</td><td>⑴　「被災者生活再建支援法」に基づく被災者生活再建支援金の支給を行う
2.3.1　支給申請手続を行う</td></tr><tr><td>被災者生活再建法人</td><td>2.3.2　支給を行う</td></tr><tr><td><u>保健福祉部</u></td><td>⑵　京都市被災者住宅再建等支援金の支給を行う
2.3.3　支給申請手続きを行う</td></tr><tr><td>保健福祉部</td><td>2.3.4　支給を行う</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table></td><td>事務処理の見直しによる修正</td></tr>
<tr><td>２６８</td><td>2.1.1　損壊家屋の調査等の体制を決定する（区本部，消防部）
り災証明書は，災害対策基本法第２条第１項に規定する災害により被害を受けた家屋について，家屋の損壊状況（全壊，<u>流出，</u>半壊（大規模半壊），床上浸水等）や火災による損害状況について調査に基づき発行する。</td><td>2,1,1　損壊家屋の調査等の体制を決定する（区本部，消防部）
り災証明書は，災害対策基本法第２条第１項に規定する災害により被害を受けた家屋について，家屋の損壊状況（全壊，<u>（削除）</u>半壊（大規模半壊），一部損壊，床上浸水等）や火災による損害状況について調査に基づき発行する。</td><td>字句修正</td></tr>
</table>

資料５

令和元年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（一般災害対策編）

頁	現　行	修　正　案	修正理由
２６８	2,1,2　損壊家屋等の調査を実施する（区本部，消防部） ア　区本部は，「り災証明書交付事務取扱基準」及び「り災証明書発行事務マニュアル」に基づき，家屋調査を実施する。 （追記）	2.1.2　損壊家屋等の調査を実施する（区本部，消防部） ア　区本部は，「り災証明書交付事務取扱基準」及び「り災証明書発行事務マニュアル」に基づき，家屋調査を実施する。災害の規模により，区本部で迅速な対応が困難であると京都市災害対策本部が判断する場合は，行財政局税務班に家屋調査の応援要請を行う。また，状況に応じて家屋調査に対する技術的支援（技術面からの建物の状況の確認や調査への同行など）が必要な場合は，都市計画部庶務班に要請を行う。	事務マニュアル改定による修正
２７０	2.3.3　支給申請手続きを行う（保健福祉部，区本部） 京都市被災者住宅再建等支援金の支給申請手続は，区本部において受付を行い，保健福祉部が支給手続を行う。	2.3.3　支給申請手続きを行う（保健福祉部） 京都市被災者住宅再建等支援金の支給申請手続は，保健福祉部において受付及び支給手続を行う。	担当修正